

2025年12月17日

意見書

市の提供した住民基本台帳情報を用いた自衛官等の募集はがきの一斉送付の法的問題

作成者 實原隆志 
(南山大学法務研究科教授)

<目次>

はじめに

1. 本件の法令上の位置づけ

- (1) 住民基本台帳法上の提供・取得
- (2) 自衛隊法・自衛隊法施行令上の「資料」の提出・取得
- (3) 強制力のない照会・請求に対する回答と国家賠償責任
- (4) 小括：本件の法令上の位置づけ

2. 本件で求められる検討の枠組み

- (1) 憲法上の位置づけ
- (2) 個人情報の要保護性
 - ① 先例において取扱いが問題となった個人情報
 - ② 住民票データの要保護性：「住民票データ流出事件」
 - ③ 「基本四情報」の取扱いの重要性
 - ④ 小括：個人情報の要保護性
- (3) 個人情報を用いた勧誘に対する保護
- (4) 小括：本件で求められる検討の枠組み

3. 本件へのあてはめ

- (1) 扱われている個人情報の要保護性
- (2) 当該措置の、権利制限としての重大性
- (3) 本件の場合
 - ① 奈良市による本件提供の法律上の根拠の有無
 - ② 本件提供に、法律上の根拠があったとした場合の問題
 - 1) 委任法律・受任命令としての問題
 - 2) 関係法令の実体的な問題
 - 3) 合憲的な法律上の根拠があるものとした場合の、本件提供の法的評価
 - 4) 小括：本件提供に、法律上の根拠があったとした場合の問題

③ 国の行為の違憲性・違法性

④ 小括：本件の場合

(4) 小括：本件へのあてはめ

4. まとめ・結論

おわりに

はじめに

本件において奈良市は、自衛官や自衛官候補生（「自衛官等」）の募集を目的として、住民基本台帳の一部の写しを提供することで、住民基本台帳に記録されている募集対象者の氏名、住所、生年月日、性別（「住民基本台帳情報」）を、自衛隊奈良地方協力本部（「自衛隊奈良地本」）に提供した（「本件提供」）。自衛隊奈良地本はそのようにして提供された情報を取得し（「本件取得」）、利用することで（「本件利用」）、本件原告に自衛官等の募集・案内はがきを送ったとのことである（奈良市と国のこれらの措置を包括するものとして、「本件諸措置」とすることがある）。原告は本件諸措置が憲法に反していると主張し、県と国に対して国家賠償を請求している。

以下では、本件諸措置の法令上の位置づけをみたあとに、本件での検討において用いられるべき枠組みを確認し、それらの法令・枠組みに本件における諸事情をあてはめたくえ、筆者の見解を述べる。国家賠償責任が成立するためには、公務員による当該行為の違法性と、それによる損害の発生、さらに、それについての故意または過失が認定される必要があるが（国家賠償法1条）、本稿では本件諸措置の違法性に関する検討のみを行い、奈良市や国の故意又は過失の有無の検討は割愛する。

1. 本件の法令上の位置づけ

本件において、奈良市の住民基本台帳に登録されている個人情報、奈良市が自衛隊奈良地本に紙媒体で提供したことについては、原告と被告・奈良市において争いが無い。住民基本台帳の制度を規定しているものとして住民基本台帳法（「住基法」）があり、本件では、奈良市による本件提供と住基法の関係が問題となる¹。また、本件では自衛隊奈良地本が奈良市長に対して情報の提出を依頼（「本件請求」）したのちに、両者が「覚書」を締結し、それを受けて自衛隊奈良地本が、奈良市から提供された、原告を含む募集対象者の住民基本台帳情報を取得し、そこで提供された情報を用いて自衛官等の募集・案内はがきを送付している。この点でも本件取得と住基法の整合性が問題となり、原告を含む住民の情報が住基法に反して取得されていたのであれば、その国家賠償法上の違法性も問題になる²。以下ではそうした、本件における奈良市と国、それぞれの措置と関係する法令をみることにする。

（1）住民基本台帳法上の提供・取得

住民基本台帳に登録されている情報の閲覧は、以前は比較的自由に行えるものであった

¹ 本件提供当時、市が保有する情報の提供について奈良市個人情報保護条例も規定していたが、住民基本台帳情報の取扱いについては、後述の通り、住基法が特別法として適用されると解されている。

² 自衛隊奈良地本による諸措置も、まずは住基法上の問題となると思われるが、自衛隊奈良地本の行為と住基法の整合性は、個人情報保護法上の個人情報の利用の違法性（同法63条）、取得の適正さ（同法64条）にも関わるものとなるだろう。本件請求の違法性も住基法や個人情報保護法との関係で問題とはなりえようが、原告が本件提供以降の措置の違憲性・違法性を主張していることもあり、本稿では、本件請求の合法性や国家賠償法上の違法性の検討は割愛する。

が、その後の法改正を通じて、住基法上の規律が加わっている。住民基本台帳にある個人情報
の公的機関への提供には、住民票の写しの交付の請求に基づくもの（住基法 12 条の 2）
や、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）を用いたもの（住基法 30 条の 9）、雑則の定
めるもの（同法 37 条）もあるが、奈良市議会において奈良市は、本件での奈良市による情
報提供は、住基法 11 条 1 項によるものであったと答弁していたとのことである。

住基法 11 条 1 項は、国又は地方公共団体の機関は「法令で定める事務の遂行のために必
要である場合」に、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち、氏名、男女
の別（性別）、生年月日（住基法 7 条 1-3 号）と「住所」（同条 7 号）を、当該国又は地方公
共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに関覧させることを
請求できるとしている。その際には同法 11 条 2 項の所定の事項を明らかにすることが求め
られており、請求事由（同項 2 号）、住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏
名（同項 3 号）を明らかにするよう求め、「閲覧」の状況は犯罪捜査等のための請求に関す
る場合を除いて公表されることになっている（住基法 11 条 3 項）。住基法には「閲覧」の具
体的な方法を定めるところはないが、法律制定当初より、「処理要領」では、「閲覧を請求す
る住民の範囲は、町・字の区域等により可能な限り限定させる」ことになっている³。また、
後述する内閣の閣議決定では、「複写機等による複写」は同条 1 項の「閲覧」の概念を超え
ると説明されている⁴。こうした法律の規定と内規、解釈基準を参照する限り、住基法 11 条
1 項による住民情報の「閲覧」は、何らかの（憲法に違反しない）現行の法令に根拠のある
事務を遂行するために、一定程度限定された範囲の住民の情報を、所定の手続を踏んだう
えで、庁舎内で「閲覧」、もしくは、手書きで転記させることを指していると考えられる⁵。本
件提供が行われた期間の奈良市における閲覧状況からも、狭い範囲に限定した地区の住民
からアンケート調査の対象者を抽出するために閲覧されている様子がうかがわれる⁶。

他方、奈良市は本件提供は国からの通知に基づいたものであるとしている。国の通知はそ
れに先立って行われた、先述の閣議決定を受けたものであり⁷、その閣議決定は、複写機等
による複写は住基法 11 条 1 項の「閲覧」の概念を超えるものであるため、同項では「地方
公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない」が、（後述の）自衛

³ 法務省民事甲第 2671 号ほか「住民基本台帳事務処理要領について」（昭和 42 年 10 月 4 日付）「第 2 住民基本台帳」「3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧」「(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」「ア 請求の受理」「(7) 請求に際して明らかにさせなければならない事項」「D 請求に係る住民の範囲」32 頁。

⁴ 「令和 2 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項 総務省」10 頁以下（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」）。

⁵ 住民基本台帳を閲覧する方法は奈良市 HP では案内されていないが、筆者の居住する名古屋市の説明では、そこでの「閲覧」は「必要な住民基本台帳の一部の写しを見ること」とされている（名古屋教えてダイヤル（<https://faq.city.nagoya.jp/faq/detail.aspx?id=4>））。

⁶ 奈良市公報 99 号（令和 5 年 7 月 3 日発行）27 頁以下。

⁷ 防衛省人事教育局人材育成課長・総務省自治行政局住民制度課長「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）」防人育第 1450 号・総行住第 12 号（令和 3 年 2 月 5 日）。

隊法 97 条 1 項と自衛隊法施行令 120 条の規定に基づき「防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は可能と認識」しているとしたものである⁸。奈良市も「答弁書」において、市議会で答弁したのは本件提供は住基法 11 条 1 項のみに基づいているとの趣旨ではないとしており、これらのことからすると、奈良市は、本件提供は住基法 11 条 1 項によらずに、自衛隊関係法令のみを根拠に行われたともしていることになる。

住基法はその改正により住民基本台帳の閲覧に制限を加え、その閲覧が認められる場面を完結的に限定列挙しているものと考えられる。そして、閣議決定や通知を通じて国が示した見解は、本件のような住民基本台帳情報の提供は住基法を根拠としないものとするもののように思われる。しかし、奈良市の説明は、本件提供がそこで限定列挙されている場面に該当し得るとすると同時に⁹、該当しえないともするものであり、住基法が挙げる場合のほかにも住民基本台帳情報を提供できる場合があるとするものようである。そうすると、まず、本件提供がそもそも住基法に根拠を有するものであったのかが疑わしいものとなる。また、奈良市の説明は、住基法 11 条 1 項に依拠すると同時に、同項を根拠とできないとする閣議決定・通知にも依拠するものとなっており、本件のような態様で利用される多くの住民の個人情報を、法令上の根拠を十分に検討することもなく、不用意に提供したことが疑われる。ただ、本稿では奈良市の見解に対する私見を示すことも求められていると考えられるため、本件提供を住基法 11 条 1 項に基づくものとして解する可能性と、住基法には根拠のない提供であったと考える可能性の両方を想定し、それぞれの場合の本件諸措置の問題を検討することにする。

(2) 自衛隊法・自衛隊法施行令上の「資料」の提出・取得

本件提供が住基法 11 条 1 項に基づくものであったとするならば、自衛官等を募集するために住民に郵便はがきを送付することが、「法令で定める事務の遂行のために必要」だったといえるのでなければならない。また、奈良市による本件提供が(いかなる)法令上の事務を遂行するために必要だったのかは、情報を取得・保有・利用した、自衛隊奈良地本の行為の違法性にも関わるものである。奈良市は本件提供は住基法 11 条 1 項ではなく、自衛隊関係法令による請求に対応したものとする説明も同時に行っているが、いずれにしても、本件諸措置の適法性を検討するうえでは、自衛隊に関係する法令と照らし合わせての検討が求められる。

自衛隊法施行令 120 条は、自衛隊法 97 条 1 項による委任を受けて定められたものであると解される¹⁰。同項は、市町村長が「政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とし、自衛隊法施行令 120 条は「自衛官又は自衛官候補

⁸ 閣議決定・前掲注(4) 10 頁以下。

⁹ 本件提供が住基法 11 条 1 項に基づくものであったのであれば、本件提供が同期間中に行われた閲覧事例として挙げられていない(奈良市公報・前掲注(6) 27 頁以下)ことは、同条 3 項に反する。

¹⁰ 自衛隊法施行令が、明文でそのように定めているわけではない。

生の募集に関し必要があると認めるとき」に、防衛大臣は「都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」としている。これらの規定は、自衛官等の募集を行う主体を定めているものと解されるが、それ以上にこれらの規定が何を定めているのかは明確ではなく、特に、自衛隊法 97 条 1 項が自衛官等の募集に関する事務として、市町村長に実際にどのような「事務」を行わせることを具体的に想定し、何を定めることを政令に委任し、自衛隊法施行令 120 条が市町村長に対して求めることができるとしている「必要な報告」・「資料の提出」とはいかなるものなのかが問題となる。自衛隊法の概説書は自衛隊法 97 条 1 項に関連する規定として自衛隊施行令 114 条以下を挙げ、それらの規定をふまえて、「募集事務の一部を都道府県知事及び市町村長に委任しています」と説明し、自衛隊法 97 条 1 項との関係で市町村が行う事務として「応募資格の調査、志願票の受理、受験票の公布、募集に関する広報宣伝等」を挙げている¹¹。これらのことからすると、自衛隊法 97 条 1 項は、自衛官等の募集事務が、いわゆる「法定受託事務」であることを定める規定であり、自衛隊法施行令 120 条にいう市町村長への「必要な報告」・「資料の提出」の求めは、防衛大臣・自衛隊が自衛官等を志願する旨の応募をした者の応募資格に疑問をもつに至ったといった、必要な調査を行う必要性が生じた、個別・具体的な事例への対応を想定しているように思われる。同条が予定している「広報宣伝」も、「しみんだより」での案内のような広報活動であると思われ¹²、自衛隊法施行令 120 条に基づいて提供される「資料」も、個々の志願者・事例に関する限定的なものであると解される¹³。

奈良市によれば、本件提供は、本件のような場合に住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であるとの理解を示す、先述の通知に基づいて行われたとのことである。ただ、行政規則・通達で示されている解釈基準が法令を正しく解したものであるとは限らない。住基法は「個人情報保護条例の下では認められない個人情報の第三者提供の特例を定めるもの」とされ、「法律は条例に優先するから、市区町村は、条例でこの特別ルールを変更することはできない」ことを考えれば¹⁴、住基法に規定のない場合であっても市町村が住民基本台帳情報を提供できるとする解釈は誤っている。また、法令の趣旨に反する解釈基準に基づいて本件提供がなされたのであれば、それを示す通知自体の取消を求めることも考えられそうであるが、判例は、通達で示された解釈基準に裁判所は拘束されることはなく、法令の解釈適用にあたっては「通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときは独自にその違法を判定することもでき

¹¹ 自衛隊法覚え書編集委員会編『逐条概説 自衛隊法（下）』（同委員会、2016年）164頁。

¹² 奈良市 HP（<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/20/7994.html>；2025年11月29日最終アクセス）参照。

¹³ 自衛隊法施行令 120 条のいう「資料提出の求め」を限定的に解するものとして、本多滝夫「自衛隊への住基台帳基本 4 情報の紙媒体等提供の法的検討」桐山・本多・奥野・的場編『民主主義の深化と価値—思想・実践・法—』（文理閣、2024年）263頁以下<271頁>。

¹⁴ 宇賀克也『個人情報保護の理論と実務』（有斐閣、2009年）382頁。

る」としており¹⁵、通達自体には法的効果はなく、通達自体は取消訴訟の対象にもならず、通達の内容に関わらず、裁判所において関係法令の解釈が示されなければならないことになっている。また、「中嶋訴訟」では、福祉事務所長が行った当該の変更処分が国からの「次官通達」に依拠したものであったことが控訴審で認定されていたが¹⁶、最高裁は当該変更処分は違法であるとし、処分の取消を命じている¹⁷。それゆえ、本件において奈良市が国からの通知で示されていた解釈基準に従っていたとしても、本件での奈良市の対応が関係法令に即したものであったのかは裁判所において独自に検討されなければならない、国からの通知があり、それに従ったというだけでは、本件提供が適法であったことにはならない。

このように、本件では住基法にとどまらず、自衛隊関係法令も参照する必要がある、自衛隊法施行令 120 条に基づいて行われるのは広報紙上での案内や、個々の志願者・事例に関する限定的な「資料」の提供であると考えられる。本件での奈良市による情報提供が認められる旨の解釈基準も国から通知されていたが、本件諸措置が合憲・合法であるのかは裁判所において独自に検討されなければならない。

(3) 強制力のない照会・請求に対する回答と国家賠償責任

ここまでは、本件提供と関係する、自衛隊関係法令と住基法の規定を概観してきたが、住基法にも自衛隊法にも、自衛隊からの「資料」の提出の求めに応じることを市町村長に義務づける規定はない。国からの提出の求めが自衛隊法施行令 120 条に基づくものであったとしても、その請求には強制力はなく、当該の請求への対応のあり方は市町村において任意に判断されるものとなっており、住民基本台帳情報の閲覧の申出があった場合には「各市区町村は、与えられた判断の余地を活用して、自らの判断で適切な結論を出さなければならない。そして、その結論に至った理由について説得力ある説明ができなければならない」とされている¹⁸。「前科照会事件」判決¹⁹で問題となった弁護士会からの前科等の照会は弁護士法 23 条の 2 に基づくものであったが、最高裁は、自治体がそれに「漫然と」応じたことを国家賠償法上の違法行為であるとした。このことは、当該の情報の取扱いが法令上の根拠を見出し

¹⁵ 最三小判 1968 年（昭和 43 年）12 月 24 日民集 22 卷 13 号 3147 頁。

¹⁶ 福岡高判 1998 年（平成 10 年）10 月 9 日民集 58 卷 3 号 724 頁。

¹⁷ 最三小判 2004 年（平成 16 年）3 月 16 日民集 58 卷 3 号 647 頁。曾和俊文「行政立法（2）通達・裁量基準」法学教室 375 号（2011 年）70 頁以下<72 頁以下>。なお、この事件において控訴審は、先述の通達があったことから、福祉事務所長が本件変更処分が違法であることを認識することが可能であったとはいえないとして、国家賠償法上の故意・過失は認めなかった（この判断は高裁で確定）。本件において奈良市が挙げているような通知があったことも、奈良市と自衛隊奈良地本における「故意・過失」の成否にかかわるものにとどまると思われる。本稿では本件諸措置の国家賠償法上の違憲性のみを扱っており、「故意・過失」の成否の検討は割愛しているが、国からの通知に基づくものとしての本件提供に故意または過失がなかったのかは、別途の検討を要する。また、奈良市が本件提供を住基法 11 条 1 項に基づくものと考えていたのであれば国の通知とは違う認識に拠っていたことになり、市の故意又は過失は容易に認定されうることになるだろう。

¹⁸ 宇賀・前掲注（14）383 頁。

¹⁹ 最三小判（昭和 56 年）1981 年 4 月 14 日民集 35 卷 3 号 620 頁。

うるものであったとしても、そのこと自体は国家賠償法上の責任を否定するものではないことを意味しており²⁰、仮に本件請求が自衛隊関係法上の根拠を有するものであったとしても、奈良市がその請求に対して「漫然と」応じたのであれば、国家賠償法上の責任が奈良市に生じる余地がある²¹。同判決はさらに、傍論ながら、裁判所から前科等の照会を受けた場合であっても前科等を回答し得るのは一定の場面に限られることを確認しており、同事件と本件には異なる点もあるとはいっても²²、当該事例での請求・照会に応じてよいかは、都度検討されなければならない。以上のことから、本件請求が法令上の根拠を有するものであったとしても、それに応じたことでの国家賠償法上の違法性は問題となる。

(4) 小括：本件の法令上の位置づけ

以上のように、奈良市による本件提供が住基法 11 条 1 項に基づくものとして行われたのであれば、本件提供は法令上の事務を遂行するために必要であったといえなければならない。そして、本件提供が住基法 11 条 1 項ではなく、自衛隊関係法令自体を根拠として行われたのであったとしても、どちらにしても、本件提供を自衛隊法 97 条 1 項・自衛隊法施行令 120 条に基づくものとしてよいか問題となる。特に、防衛大臣が提出を求めることのできる「資料」が、住民基本台帳に記録されている情報を含み、さらに、一定の年齢を超えた、すべての住民の個人情報までも含む概念であるかが問題となる。最高裁の判例にしたがえば、国が示した解釈基準に従っていただけでは奈良市による本件提供は合法とはされえず、その対応の合法性は、裁判所において改めて検討されなければならない。さらに、法令に根拠がある請求に応じた場合であっても、強制力のない求めに応じた情報提供が違法とされる可能性があり、奈良市において「漫然と」提供の求めに応じたものではなかったかが問題となる²³。国側においても、自衛隊奈良地本が、奈良市によって違法に提供された個人情報を取得していたのであれば本件取得とその後の保有も違法であり、違法に取得・保有するに至った情報を用いた利用も違法となる。本件では奈良市と国（自衛隊）の責任がそれぞれ問題となっており、自衛隊の対応は違法ではなくても、奈良市の対応は違法とされる可能性（また、その逆も）考えられ、両主体の行為の違法性がそれぞれに検討される必要がある。

2. 本件で求められる検討の枠組み

(1) 憲法上の位置づけ

先にも述べたように、本件では直接的には自衛隊関係法令や住基法と本件諸措置の関係

²⁰ 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021年）476頁。

²¹ その意味で、本件提供を求めた国の行為には国家賠償法上の責任が認められないとしても、奈良市にはその責任が認められるということもありうる。

²² 本件では「前科」のような個人情報が提供されているわけではないという違いはある。また、法令に反する措置があった場合に、国賠法上も違法になるかは別途の検討を要することであるということもある。

²³ 「前科照会事件」では、「漫然と」弁護士会の照会に応じて、「犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告」したことが問題とされたが、本件では、それとは別の意味で「漫然」とした対応でなかったかを検討することになる。

が問題となる。その一方で、本件において原告は、本件での住民基本台帳情報の取扱いが憲法に反すると主張している。既に判例も「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」が憲法上保護されるとしており、その保護は実質的には個人情報の保有に対しても及ぶと解されている²⁴。本件では公的機関が個人の情報を扱っており、原告の述べる通り、本件は憲法上の権利とも関係する事例である。

公的機関による個人情報の取扱いが違憲とならないためには、いくつかの要件が満たされている必要があり、当該の措置に具体的な法律上の根拠があることは、その一つである。法律による授権が必要なのは、まず、法律は公的機関の措置が合法となるための要件を文章化しているものであり、裁判所が客観的な基準に基づいて当該措置の合法性を審査するうえで不可欠なものであるからである。また、法律は、有権者を代表する機関である国会が制定するものであり、高度な民主的正統性を有するものである²⁵。個人情報を公的機関が扱う場合には、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を制約することになり、それが正当なものであるためには、個人情報の提供・取得・保有・利用といった、それぞれの措置を明確に認める法律上の根拠が必要である。それによって、憲法上の権利の保護の実効性と、憲法上の権利の制約の民主的正統性が確保されなければならない。

そして、その法律の内容も、憲法上の権利を十分に保護し得るものとなっている必要がある。命令への委任規定を含む法律であれば、そこでの委任の趣旨が具体的なものでなければならず、それを受けた受任命令も、法律によって委任された範囲から逸脱するものであってはならない。命令への白紙委任や法律に反する受任命令は、国会を国の唯一の立法機関とする憲法 41 条に反し、最高裁の判例では受任命令の合法性を慎重に審査する姿勢がみられる²⁶。さらに、法律や命令による憲法上の権利の制限が過度・広汎なものであってはならず、そこでの制限の態様自体も憲法に反するものであってはならない。憲法に反しない内容である法令の解釈・適用も適正なものでなければならず、法令上正当化できないやり方で公的機関が個人情報を扱っていれば、法令の解釈・適用が誤っていることになり、憲法上の権利の制限としても憲法に反するものとなる。当該法律が憲法上の権利の保護に反する解釈・適用を可能にするものとなっているのであれば、当該法律自体が憲法に反していることになる。このように、憲法上の自由を制限する法律の合憲性を検討するうえで重要なのは、当該

²⁴ 「マイナンバー」判決（最一小判 2023 年【令和 5 年】3 月 9 日民集 77 卷 3 号 627 号）における検討は、特定個人情報の法律に基づく取扱いの規律にも及んでいる（拙稿「判批」判例評論 793 号（判例時報 2616 号）（2025 年）156 頁以下）。齊藤邦史「判批」新判解 Watch 33 号（2023 年）23 頁以下<25 頁以下>参照。

²⁵ 立法過程では与党だけでなく野党も議論に参加することも、法律の民主政的意義を高めるものである。さらに、命令とは異なり、法律の改正は、任務を遂行する各部署において容易に行えるものではない。

²⁶ 「児童扶養手当法施行令違法」判決（最一小判 2002 年【平成 14 年】1 月 31 日民集 56 卷 1 号 246 頁）、「地方自治施行令違法」判決（最大判 2009 年【平成 21 年】11 月 18 日判時 2065 号 12 頁）、「薬事法施行規則違法」判決（最二小判 2013 年【平成 25 年】1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1 頁）など。

規定の目的と手段の関連性にとどまらない。委任法律・受任命令の問題、法令による憲法上の権利の制限の合憲性、法令の解釈・適用の妥当性、法律が憲法に反する解釈・適用を認めるものとなっている可能性など、多角的な検討が求められる。

以上のことからすれば、本件諸措置の問題は、住基法や自衛隊関係法令上の問題にとどまるものではなく、憲法上のものでもある。まず、それらの法律が本件において適用し得るものであるのかが検討されなければならない。それらが本件での根拠規定たりえないのであれば、その時点で本件諸措置は違憲である。他方、根拠規定とし得るのであれば、その内容の合憲性が問題となる。自衛隊施行令 120 条を根拠とするのであれば、自衛隊法 97 条 1 項による命令への委任のあり方と、受任命令としての自衛隊施行令 120 条の自衛隊法 97 条 1 項との整合性が問題となる。それらの法令の内容が憲法上の権利と整合し得る、また、憲法に反しない内容のものとして解釈され得るのであれば、本件での諸措置と関係する法令との整合性が問題となる。各種法令と整合的でない解釈・適用によって本件諸措置が行われているのであれば、憲法上の権利の制限を合憲とするものであったはずの法令に反することになり、憲法にも違反することになる。そして、憲法に違反するような適用が可能な法令なのであれば、結局は、当該の法令が憲法に反しているということになる。

(2) 個人情報の要保護性

① 先例において取扱いが問題となった個人情報

先に述べた通り、本件においては、本件での原告の個人情報の取扱いの合法性と合憲性のそれぞれが問題となるが、それらをどの程度慎重に検討すべきかは、当該の事例の状況によって変わる。判例において取扱いの合憲性・合法性が問題となった個人情報の種類は様々であり、「プライバシー」の保護について検討した最初の事例とされる「京都府学連事件」判決²⁷は、「容ぼう」の保護について論じたが、その後も、「前科」等は「人の名誉、信用に直接かかわる情報」とされ²⁸、「指紋」には「万人不同性」・「生涯不変性」が指摘されている²⁹。その一方で、氏名、性別、生年月日、住所といった単純個人情報の要保護性は先に挙げたものと比べて低いようにも思われるところである。しかし、扱われているのが単純個人情報であるとしても、それを扱っているのが公的機関である以上は、それらの措置の憲法上の問題は検討されるべきであるはずである。当該の情報自体の要保護性が高いものとは考え難い場合に、その取扱いの合憲性がどのように検討されなければならないかは問題となる。

② 住民票データの要保護性：「住民票データ流出事件」

関係事例としては、住民票データの売却の問題を扱った国家賠償請求訴訟がある。「住民票データ流出事件」において大阪高裁は³⁰、住民基本台帳のデータが「明らかに私生活上の

²⁷ 最大判 1969 年（昭和 44 年）12 月 24 日刑集 23 卷 12 号 1625 頁。

²⁸ 最三小判 1981 年（昭和 56 年）4 月 14 日民集 35 卷 3 号 620 頁。

²⁹ 最三小判 1995 年（平成 7 年）12 月 15 日刑集 49 卷 10 号 842 頁

³⁰ 大阪高判 2001 年（平成 13 年）12 月 25 日判例地方自治 265 号 11 頁。同判決に対する上告は不受理となっている（最一小決 2002 年【平成 14 年】7 月 11 日判例地方自治 265 号 10 頁）。

事柄を含む」、「一般通常人の感受性を基準にしても公開を欲しないであろうと考えられる事柄」であり、「いまだ一般の人に知られていない事柄」でもあるとして、住民票データの性質について説明している。

同判決は住民票データの管理・利用の法制度面で、住基法において「住民票データは、個々の住民のプライバシーに属する事項であるとして保護されており、またそのように運用されている」ことを指摘する。加えて、住民票データの管理・利用が適切になされない場合に生じる不利益についても述べており、本件データが不正に利用されたり、同データを利用した業者等から商品の勧誘を受けたり具体的な被害があったことは立証されていなくても、データがインターネット上に流出し、一定期間インターネット上でその購入を勧誘する広告が掲載されるという状態に置いたこと自体によって、権利侵害があったというべきであるとしている。これは、住民票データの扱われ方と、それに伴う不利益も考慮されるべきであるとするものであろう。

本判決を参照しているのは、単純個人情報のような、一見すると要保護性の低い情報の取扱いの適法性をどのように検討すべきかという関心によるところであるが、本判決は、住民基本台帳のデータは「転入日、世帯主名及び世帯主との続柄も含む」ものであることを指摘しており、そうした情報を含む住民票データの要保護性がもともと低くないことを指摘するものである。その一方で、「氏名、性別、生年月日及び住所」自体は、「社会生活上、被控訴人らと関わりのある一定の範囲の者には既に了知され、これらの者により利用され得る情報」であるとするにとどまっている。ただ、この事件では家族構成も含むデータの流出が問題となっており、氏名、性別、生年月日及び住所自体の要保護性を高いものとしなかった部分は傍論として位置づけられる。それゆえ、本判決は、氏名、性別、生年月日及び住所の取扱い自体が問題となる場合には別途の検討をすることを排除するものではない。

ここでみた「住民票データ流出事件」高裁判決の意義は、一つには、一見すると単純個人情報にも思われる住民票データの要保護性を低いものとするに慎重な姿勢を示したことである。他方で、氏名、性別、生年月日及び住所の要保護性を高いものとはしなかったが、この説示は傍論にあたると思われ、「基本四情報」のみが漏えいした場合に別途の検討を行うことを排除するものでもない。本判決は住民票データが適切に管理・利用されるべきことを指摘しており、仮に「基本四情報」のみの取扱いが問題になった場合には、改めて、それらの情報の扱われ方を法的な問題として検討することになると考えられる。

③ 「基本四情報」の取扱いの重要性

家族構成までは含まない個人情報の提供が問題となった事例としては、「講演会参加者名簿提出事件」がある。この事件では、講演会参加者の学籍番号、氏名、住所及び電話番号を、私立大学が警察に提供したことが問題となった³¹。この判決において最高裁は、これらの情報が「単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」とはしながらも、「このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない

³¹ 最二小判 2003 年（平成 15 年）9 月 12 日民集 57 卷 8 号 973 頁。

他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである」ため、本件個人情報プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるとしている。そして、「このようなプライバシーに係る情報は、取扱いによっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある」として、本判決は、その取扱いのあり方の法的問題を検討し、結論としても不法行為の成立を認めるものとなっている。

同事件では学籍番号も提供されており、また、「講演会に参加した」という情報の提供の問題とする余地もあったように思われるが、本判決の調査官解説は、この事件で提供されたのは「本来一定範囲の他者には当然開示すべき単純な個人情報や特に秘匿されるべきものとはいえない情報」³²であったとしており、この事件を単純個人情報の保護が問題となった事例として位置づけている。そうした情報がプライバシーとして保護されるためには、「個人の私生活上の事実又は情報で、周知のものでないこと」と、「一般人を基準として、他人に知られることで私生活上の（生活における心の一原文）平穏を害するような情報であること」が必要であるとしている。そのうち「私生活上の平穏」との関係では³³、「プライバシー侵害の不法行為が成立するためには、プライバシーに該当する情報が一般人の感受性を基準にして私生活上の平穏を害するような態様で開示されることが必要である」と述べている。その点、この事件では、当該情報が「警察機関に開示されることに推定的同意を定型的に認められるかは疑問」であるとして、「少なくとも、定型的な違法性の判断としては、本件開示の違法性は肯定されるべき」としている³⁴。このように、「講演会参加者名簿提出事件」判決の調査官解説は、同事件で警察に提供されたのが特に秘匿されるべきものとはいえない情報であったとはしながらも、その提供のあり方の問題は一般人・一般人の感受性を基準にして検討される必要があるとの見解を示していた。

ほかにも、ネットワーク上での「本人確認情報」の取扱いの問題を扱ったものとして「住基ネット」判決がある³⁵。住基ネットで管理、利用等される「本人確認情報」は氏名・生年月日・性別・住所に、住民票コードと政令で定める、転入等の「変更情報」を加えたものである。そこで扱われる情報について、本判決は「個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない」などとしている。そして、不当に³⁶本人確認情報が扱われる具体的な危険性は生じていないとしながらも、その一方で、違法な漏えい等に対する制裁や住基ネットの運用を監督する各種機関が設置されているなど、「本人確認情報の適切な取扱いを担保す

³² 杉原則彦「判批」最判解民事篇平成15年度（下）478頁以下<492頁>。

³³ 私事性と非公知性については、本件講演会への参加を希望したという情報が「公開されることが当然とされる情報」ではなく、本件個人情報は周知されていたものでもないとしている（杉原・前掲注（32）489-490頁。）。

³⁴ 杉原・前掲注（32）490-491頁。

³⁵ 最一小判2008年（平成20年）3月6日民集62巻3号665頁。

³⁶ 本判決は、住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等の「目的に利用される限りにおいては、その秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない」としている。

るための制度的措置を講じていること」を確認しており、そこでの検討は一定程度慎重なものであったといえる³⁷。「住基ネット」判決がなぜそのような検討を行ったのか、行う必要があると考えたのかは、判決からも調査官解説³⁸からも読み取れないが、学説では、住基ネットを用いた本人確認情報の取扱いには、本人が関与できないままに個人情報扱われるという特質が指摘されている³⁹。他にも、学説で主張されているような「情報自己決定権」が、「情報それ自体の価値でなく、人格的自律を脅かすような結合、利用からの保護にある」として検討を進めるものもある⁴⁰。このように、「住基ネット」判決の特徴は、それ自体としては要保護性が高いとはされなかった「本人確認情報」が不当に扱われる具体的な危険が生じているかを、一定程度慎重に検討した点にある。「住基ネット」判決が述べなかった部分も学説も参照しながら推測するならば、当該情報自体の要保護性が高くないと考える余地がある場合であっても、当該の個人情報の取扱いに対する本人の関与の可能性と、当該の個人情報の利用が「人格的自律」を脅かすおそれにも配慮することが求められているといえる。公的機関による個人情報の取扱いはネットワーク上でのものに限られず、本人のあずかり知らないところで、個人情報が本人の人格的自律を害し得る態様で利用等されることの問題一般は、判例においても認識されていると考えられる。

ここで挙げた事例では学籍番号、住民票コード、また、当該の講演会に参加したことを示すものとしての性格もつ情報も扱われていたが、いずれについても最高裁は、それぞれの事例で扱われていた情報自体は保護の必要性が高いものとはしていない。それでも、そうした情報の取扱を違法としたり、違法・違憲とはしないまでも、一定程度の慎重な審査に服させたりしている。現在の判例上は、扱われているのが氏名や住所といった比較的単純な情報であるからといって、それらの取扱いが簡単に認められているわけではない⁴¹。

④ 小括：個人情報の要保護性

先に述べた通り、「前科」等とは異なり、一見するとそれ自体としての要保護性は高くないように見える情報であっても、そうした情報を公的機関が保有・提供等している場合には、それらの合憲性・合法性の検討が求められる。判例は、住民票に記載の個人情報は保護を要

³⁷ 山本龍彦「判批」長谷部・石川・宍戸・小島編『憲法判例百選Ⅰ [第8版]』（有斐閣、2025年）36頁以下<37頁>。

³⁸ 増森珠美「判批」最判解説民事篇平成20年度141頁以下。

³⁹ 宍戸常寿『憲法解釈論の応用と展開 [第2版]』（日本評論社、2014年）23頁、山本・前掲注（37）37頁。

⁴⁰ 小山剛「単純個人情報の憲法上の保護 住基ネット訴訟」論究ジュリスト1号（2012年）118頁以下<124頁>。

⁴¹ ここで取り上げた事例には、私人による個人情報の取扱いが問題となったものも含まれている。最高裁の調査官は、この分野での私人の行為と公的機関の行為を区別しない傾向にあり、本稿でもそれに倣ったが、本来、両者は区別されるべきである（拙稿・前掲注（24）157頁以下）。ただ、本件のように公的機関が個人情報を扱っている場合にはそこに「同意」を観念することは難しく、私人に求められることは公的機関にも一層求められるため、私人による個人情報の取扱いが問題となった事例は本件においても参照になりうる。

する情報であるとし、氏名や住所といった比較的単純な個人情報の取扱いの妥当性も、当該事例の状況次第では慎重に検討している。それゆえ、当該事例での個人情報の取扱いの妥当性は、当該の情報の内容だけで判断できるものではなく、その取扱いの状況も考慮したうえで慎重に検討される必要がある。「住基ネット」は住基ネットを運用するための法律の合憲性が問われた事例であったが、「講演会参加者名簿提出事件」の後には個人情報保護法が制定されており、「特定の個人を識別しうる情報」であれば、基本四情報の取扱いであっても法律上の規律を受けるようになってきている。また、住民基本台帳に記載の情報も、以前は自由に閲覧できていたのに対し、現在ではその閲覧には制限が加わっている。個人情報の取扱いの法的問題を検討するうえでは、そうした現在の法状況やその根底にある考え方も考慮されなければならない。

(3) 個人情報を用いた勧誘に対する保護

個人情報の不適切な取扱いがもたらす不利益としては、適切に扱われるという「合理的な期待」が「裏切られる」ということに加えて、提供（流出）した情報の利用によって生じるものもある。個人情報を用いた勧誘・宣伝はその一例であり、個人情報の流出が問題となった事例においても、その利用状況への言及がしばしばみられる。先述の「住民票データ流出事件」において大阪高裁は⁴²、データが流出し、それらが名簿業者に販売され、販売された名簿を販売（転売）する旨の広告がインターネット上に掲載され、名簿販売業者から原告らのデータが回収されたかが不明であるという状態に置いたことを権利侵害とした。本判決は、流出した本件データの不正な利用や、「同データを利用した業者等から商品の勧誘」といった具体的な被害があったこと、さらにはデータを購入した名簿販売業者や結婚相談事業者、婚礼衣装業社等がそれらのデータを「検索して閲覧したこと」等は、原告らが「一切主張・立証していない」と指摘したが、この説示は、原告らの「データを利用した業者等から商品の勧誘を受ける等の具体的な被害」を原告らが立証していたならば、それも考慮したことを推測させるものである。そのため、本判決は、提供された個人情報を使つての勧誘は、本人に対して一定程度の不利益を生じせるとみているものと思われる。

ベネッセ社が保有する個人情報が漏えいした事件における差戻後控訴審では⁴³、ダイレクトメールや勧誘の電話が現実が増加したという主張がなされていないことが指摘されながらも、「具体的に名簿利用による勧誘や電話により日常生活に支障を及ぼすなどの損害が発生したときには、それが本件漏えいと相当因果関係のある損害であることを立証して損害賠償請求できる」としている。さらに、「それに至らない場合であっても、本件個人情報を利用する他人の範囲を控訴人が自らコントロールできない事態が生じていること自体が具体的な損害」としている。漏えいした個人情報を使った勧誘や電話がなされた場合に損害賠償を請求できるとした部分は傍論として位置づけられるものと思われ、同事件では

⁴² 大阪高判 2001 年（平成 13 年）12 月 25 日判例地方自治 265 号 11 頁。

⁴³ 大阪高判 2019 年（令和元年）11 月 20 日判時 2448 号 28 頁（確定判決）。

500社を超える名簿業者等に情報が漏えいしたという発表があったという事情もあったが⁴⁴、いずれにしても、「ベネッセ事件」差戻後控訴審判決では、名簿を使った勧誘等に至った場合には情報の漏えい元に法的責任が発生することになり、そのような勧誘に至らなかった場合であっても、その利用範囲を本人がコントロールできないこと自体が、法的責任を発生させ得る不利益とみなされているといえる。

他方、エステ会社の保有する個人情報流出した事件の地裁判決では⁴⁵、「いわゆる迷惑メール、ダイレクトメール及びいたずら電話等……の相当部分は、本件情報流出事故により何らかの方法で本件情報を取得した者によって送信、送付等がされたもの」と認定された。そして、「このように本件情報が実際に見知らぬ者らによって不当に利用されたこと（いわゆる二次流出あるいは二次被害一判決）によって」、「原告らの不安が現実化し、各原告らは、一層大きな精神的苦痛を受けたものと認められる」とした。もっとも、この事件で流出した情報は氏名等の情報にとどまらず、「原告らが関心を有していたコース名、回答の内容等」も含んでおり、本判決も提供された情報が「純粹に私生活上の領域に属する事柄であって、一般に知られていない事柄でもある上、社会一般の人々の感受性に照らし、他人に知られたくないと」考えるのは「自然」であり、「これらの情報全体がプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるものというべきである」としている。このように、この事件では漏えいした個人情報の要保護性自体が低くなかったといえるが、ダイレクトメール等が送付されたこと自体が、原告らに精神的苦痛を生じさせる「二次被害」ともなりうるとの理解が示されている。

ここで取り上げた事例において漏えいした個人情報の性質には違いもあり、また、それらの情報が勧誘等で使用されたのが立証されていないとした判決もあった。しかし、これらの判決からは、国内の裁判所においては提供・漏えいされた情報が勧誘等で実際に使用されたのがまず確認され、それが確認できれば本人が精神的苦痛を受けたことが認められ、そうした利用が確認・立証されていなくても、本人における権利侵害の発生を認める場合があることがわかる。これらの事件では情報の流出が問題となっており、流出した情報を利用した主体が被告となっていたわけではないが、違法に提供された情報を取得して利用したのであれば、個人情報を取得・利用した側の行為の違法性も問題となりうると思われる。

（４）小括：本件で求められる検討の枠組み

以上のことから、本件では憲法上の権利の制限の妥当性が問われ、住基法や自衛隊法関係法令が、本件諸措置の根拠となり得ないのであれば、本件諸措置はその時点で違憲となる。自衛隊関係法令が本件での個人情報の取扱いを正当化できないのであれば、本件諸措置は

⁴⁴ その一方で、「関係する業者からは価値のある情報として有望視されることは避けられないもの」とされ、当該個人情報を取得した主体にとっては価値のある情報であったことが指摘されていることは、本件とも密接に関連すると思われる。

⁴⁵ 東京地判2007年（平成19年）2月8日判時1964号113頁。本稿で言及している点は控訴審（東京高判2007年【平成19年】8月27日判タ1264号299頁）では争点にならず、同事件は高裁判決で確定している。

法令上の根拠を欠き、法令で定めているとはいえない事務のために行われていたことになり、住基法 11 条 1 項によっては正当化できないものとなる。自衛隊関係法令自体は法律上の根拠とはなりえない場合に本件提供が法律上の根拠を欠くものとなることは、本件提供が住基法 11 条 1 項ではなく、自衛隊関係法令自体を直接の根拠とするものであったとしても同様である。本件提供が法令上の根拠を欠いているのであれば、奈良市による本件提供は、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保障する憲法 13 条違反となる。

他方で、それらの法令が本件において適用し得るものなのであれば、その場合の検討課題は、「別紙」に挙げた通り多岐にわたる。根拠となる法令の内容が問題となり、まずは、自衛隊法 97 条 1 項が、住民基本台帳に記載の大量の個人情報を市町村長に提供させることを予定している規定であったのであれば、「資料」等の提出の求めについての詳細の定めを政令に委任していることが白紙委任にあたらぬかが、国会が立法することを求める憲法 41 条との関係で問題となる。また、受任命令としての自衛隊施行令 120 条の合法性・合憲性も問題となり、そこで規定されていることが法律によって委任された範囲を逸脱していないか、自衛隊法施行令による個人情報の提供には歯止めがかけられているか、も問われる。判例では委任法律と受任命令の整合性を厳格に検討する傾向もみられるため、本件においても同様の検討が行われる必要があり、法律によって委任された範囲を逸脱した命令も、国会が国の唯一の立法機関であるとする憲法 41 条に反するものとなる。自衛隊法施行令 120 条が個人情報の提供に歯止めをかけられておらず、かつ、そのような政令であっても自衛隊法 97 条 1 項に反しないのであれば、自衛隊法 97 条 1 項自体がそうした個人情報の扱いを黙認しているものであることになり、自衛隊法 97 条 1 項自体が違憲となる。住基法 11 条 1 項によって、「法令で定める事務の遂行のために必要」といえさえすれば、いかようにも住民基本台帳情報を提供してよいとするのは住基法の沿革に反するものと思われるが、そのような解釈を行い得るとするのであれば、同項は違憲であることになる。こうした憲法に反する法令を本件提供が根拠としていたのであれば、奈良市による本件提供は違法・違憲である。関係法令、特に自衛隊関係法令を限定的に解釈することで、個人情報の提供が認められる場面を解釈を通じて限定するという方法も考えられるが、その場合には、そうした解釈が裁判所によって明示される必要があるとともに、その解釈が当該条項に手がかりのあるものでなければならない。法律上の手がかりのない限定「解釈」は、裁判所による法の書換えとなる。さらに、法律の定める手続と、解釈上導出される要件を本件諸措置が満たしているかも問題となる。解釈上求められる要件に反する形で本件で個人情報が扱われていたのであれば、当該の措置は違法であるとともに、当該の法令上の規定は憲法上求められる要件を内在しないものとして扱われていることになり、当該法律が憲法に反することにもなる。

これらの検討に求められる厳格さは当該の事例の状況によって変わり、まずは、本件で扱われている情報の要保護性が問題となる。ただ、これまでの判例において、当該事例での個人情報の保護のあり方は、当該の情報の内容だけで判断されているわけではなく、その取扱い

の状況も考慮されている。国内の判例上は、提供された情報を本人がコントロールできる状況であったか、提供された情報が本人への勧誘等に利用されたか、また、勧誘等はいかなる性質をもつものであったか、さらに、提供された情報が本人への勧誘等に利用されていなかったとしても、本件の状況が原告に精神的苦痛を生じさせるものでなかったか、の検討が求められる。

このように、公的機関による個人情報の取扱いが問題となっている本件では、その一般法上の違法性にとどまらず、そうした法律の合憲性をはじめとした、憲法上の問題の検討も求められる。国内の判例に従うならば、提供された個人情報自体の内容にかかわらず、個人情報の外部への提供と、提供された情報の利用方法が本人にどのような精神的苦痛を与えるものであるかが、社会通念にも照らしながら検討されなければならない。そして、そうした利用態様の問題はそれを可能にした情報提供の違法性の判断にも関連する。

3. 本件へのあてはめ

(1) 扱われている個人情報の要保護性

奈良市によれば、本件で奈良市が提供していたのは募集対象者の氏名、住所、生年月日、性別、であったとのことである。これらは、いわゆる「基本四情報」であり、それ自体としてのプライバシー性は高いとは言い難い情報である。しかし、国内の判例においては、そうした情報の取扱いであっても、その取扱いの態様等が考慮されている。それゆえ、本件において提供等されたのが住民基本台帳情報であったとしても、その取扱いが直ちに広く認められると考えるのは早計である。

(2) 当該措置の、権利制限としての重大性

本件では自衛官・自衛官候補生の募集事務のために住民基本台帳情報が提供・利用されており、本件原告には自衛官等の募集・採用を案内する郵便はがきが配達されたということである。国内の判例では、提供・漏えいされた情報が勧誘等で用いられていなくても本人に精神的苦痛が生じるとされており、学説でも具体的な害悪が発生していない段階での権利保護の必要性が論じられているが、本件では、それらが実際に利用されたことが明らかになっている。そのため、本件は、本人にとっては既に具体的な害悪が発生していた事例として位置づけられ、それらが立証されていなかった場合に比べて、原告の権利利益の保護が求められる事例といえる。

次に問題となるのは、本件で提供・取得された個人情報を使って、自衛隊への入隊を案内する郵便はがきを送付するということが、本件原告のような者も含めた受け手に、どのような意味をもちうるかである。法律上、自衛隊は「国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務」とするものである（自衛隊法2条1項）。そして同法52条は隊員に「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め」ることを求めている。さらに、同法88条は防衛出動を命じられた自衛隊は、「わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる」としている。これらの規定からすれば、自衛隊法上、自衛官等は身体を犠牲に

し、必要な場合には「敵」の身体に危害を加え、殺害を行うことも求められているといえ、国内では高校生を対象とした就職勧誘活動において学校を介さずに、自衛隊から本人に直接勧誘がなされないような方法をとるよう努めてきた様子がうかがえるのも、そのためと思われる。また、徴兵制をとる国において「良心的兵役拒否」の仕組みをとる例がみられるのも、こうした部隊への参加が個人の思想・良心と密接に関係していることを客観的に示すものである。これらのことから、自衛隊法が自衛官等に求めていることは個人の思想・良心に深くかかわる事柄であることがわかる。そうした認識は自衛隊法から導出し得るものであり、社会通念上も一定程度共有されうるものであるといえる。そして、そうした部隊の勧誘にも、個人の思想・良心に関わる固有の問題があるといえる。

自衛隊の国内法上の位置づけという点では、日本国内では自衛隊が日本国憲法に反する存在であるとする考えも根強い。最高裁の判例上も、日本国憲法上、日本国には「固有の自衛権」はあるとはされており、そのために米軍を日本国内に駐留させることも「一見極めて明白に違憲無効」であるとまではされていないものの⁴⁶、自衛隊が憲法に適合的な部隊であると明示したことは、これまでのところ一度もない。自衛隊と日本国憲法との整合性に確証が得られていないのは、最高裁の判例においても同様である。こうした国内の状況からすると、自衛隊への入隊の勧誘は法令上の正当性に疑いを残している役務の勧誘ということもでき、それを、ある種の非合法・反社会的な活動の勧誘とを感じる者がいてもおかしくはない。その募集・採用を案内する郵便はがきは「迷惑メール」類似のものとなりえ、また、その送付は、提供された情報をもたらす「二次被害」となりうる。

このように、まず、本件では、実際に自衛官等の募集・採用を案内するはがきが届けられたことが明らかになっている。本件での勧誘がもつ意味を考えると、自衛隊の任務を自身の思想・良心にそぐわないとする観念や、非合法・反社会的なものとする観念が生じうるといふ認識は、一般人を基準にしても成立し得る。自衛隊への入隊を勧誘する郵便はがきが届けられることは、一般人を基準に考えても精神的苦痛を生じさせうる。そうした入隊に少しでも関心がある者として扱われることは、本人の人格的自律も害し得るものとなる。原告を含むすべての募集対象者が本件提供・利用に同意していたと推定するのは困難であり、本件では「除外申請」の受付を開始してから、年末年始も含めた、わずか約半年後に本件情報が提供されており、本人の気づかないうちに情報が提供されていた可能性も十分にある。本件で提供（取得）・利用された情報自体は単純個人情報であったとしても、その合法性・合憲性は慎重に検討されなければならない。

（3）本件の場合

本件では奈良市と国が原告の個人情報を扱っており、いずれも公的機関によって個人情報が扱われている。これらの行為は憲法上の正当性を要するものであり、法律上の根拠と、その内容が適正であることを求めるものである。本件では自衛隊奈良地本が奈良市長に対して情報の提出を依頼したのちに、奈良市と自衛隊奈良地本が住民基本台帳の一部の写し

⁴⁶ 最大判 1959 年（昭和 34 年）12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁（「砂川事件」判決）。

の提供に関して「覚書」を締結し、それを受けて奈良市が自衛隊奈良地本に原告を含む募集対象者の個人情報を紙媒体で提供し、そこで提供された情報を用いて自衛官等を募集する郵便はがきが送られている。それゆえ、本件では、①奈良市が情報を提出したこと、②国が奈良市から情報を取得したこと、③国がその情報を保有していること、④奈良市から取得した情報を国が利用したこと、の、それぞれの違法性・違憲性が、先に示した理由から厳格に検討されなければならない⁴⁷。これらの点について、以下では、先に述べたことを確認しながら詳しくみることにしたい。

① 奈良市による本件提供の法律上の根拠の有無

本件提供が住基法 11 条 1 項に基づくものだったのであれば、本件での奈良市による情報提供は、自衛隊関係法令の定める事務の遂行のためのものであったのでなければならない。先述したところを改めて確認すると、自衛隊法 97 条 1 項は自衛官等の募集を法定受託事務とし、自衛隊法施行令 120 条は、自衛官等の募集に際して「資料」を提出するよう、防衛大臣が市町村長に求めることができるとしている。そこで想定されているのは、限定的な事例・個人に関する個別の資料の提供であると思われ、本件のような一定期間に出生した全住民の情報を提供するよう求めることまでは想定されていないものと考えられる。自衛隊法施行令 120 条は、多くの住民の個人情報を取り扱う根拠となる規定にしては概括的に過ぎ、本件諸措置の合憲性・合法性が慎重に検討されるべき本件においては、本件での提出の求めの根拠規定とはしえない。国が通知において示している解釈基準が自衛隊関係法令を法律上の根拠として位置づけていても、法令の内容は別途検討しなければならないとするのが判例であり、そうした解釈基準が国から示されていたこと自体は、自衛隊法施行令 120 条と自衛隊法 97 条 1 項の解釈を変えるものではない⁴⁸。これらのことからすれば、本件提供は自衛隊関係法令上、想定されていないものであり、法令上の根拠を欠くものといわなければならない。住基法 11 条 1 項にいう「法令で定める事務」のためであるともいえず、また、自衛隊関係法令を直接の根拠とするものとも解しえない。加えて、住基法 11 条 1 項にいう「閲覧」は庁舎内での「閲覧」と手書きによる転記までを意味するものと解され、本件提供は同項のいう「閲覧」（させること）にも該当しない。住基法は住民基本台帳情報を提供できる場面を完結的に規定しているものと解され、住基法自体が予定していない場合にまで、自衛隊関係法令が住民基本台帳情報の提供・提出を求めることを認めていると解するのは、体系的にも合理性を欠く。それゆえ、本件提供は公的機関による措置によって憲法 13 条が保障する「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を制限する場合に求められる法律上の根拠を欠いており、違憲である。

② 本件提供に、法律上の根拠があるとした場合の問題

⁴⁷ 先述の通り、「本件請求」の国家賠償法上の違法性は、本稿では検討の対象としていない。

⁴⁸ 国による通知が法令の意味内容を変える法的効力を有するのであれば、国による通知自体に処分性があり、通知自体を対象とする取消訴訟が認められることになるが、それは最高裁の判例がとる見解ではない。

管見の限り、自衛隊法 97 条 1 項や自衛隊法施行令 120 条を違憲とする議論はみられなかったように思われるが、それは、そこで予定されている資料の提出の求めが、限られた場面での、限られた情報の提供を求めることを意味するにとどまると解されてきたためであろう。うえで示したような、自衛隊関係法令が本件提供の根拠にならないとする見解の下では、これらの規定が本件との関係では違憲になることはない。しかし、そうは解さず、住基法や自衛隊関係法令が本件提供・取得まで予定している規定であるとするのであれば、当該諸規定の合憲性を問題としなければならず、さらに詳細な検討が必要になる。

1) 委任法律・受任命令としての問題

自衛隊法 97 条 1 項が自衛官等の募集事務を行う主体を定めるにとどまらず、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」として、本件のように、対象者となるすべての住民の個人情報の提供まで都道府県・市町村が行うとする規定であるとすれば、その詳細として何を定めるよう政令に委任するものであるのかが、まずは問題となる。政令に委任されている事項が法律自体において具体化・特定されている必要があるが、同項はその定め的一切を欠いている。それゆえ、自衛隊法 97 条 1 項による委任は、条文上は「白紙委任」となっており、その時点で憲法 41 条に反しているようにも感じられる。

ただ、先例では、当該の法の附則が「白地で包括的に政令に委任するもの」とはいえないとして憲法 41 条違反ではないとする判断において、立法の経緯や趣旨なども考慮されている⁴⁹。そのため、判例上は、必ずしも条文の文言のみによって白紙委任性が判断されているわけではない。しかし、解釈によって委任の趣旨を特定するにしても、その内容は当該条文を手がかりとして導けるものでなければならない。政令で定めるべき内容は自衛隊法 97 条 1 項の立法趣旨の説明からも明らかになっておらず、それを解釈を通じて特定するための条文上の手がかりも全く欠いており、自衛隊法 97 条 1 項は、やはり委任規定として憲法に反するものとなっている。

自衛隊法 97 条 1 項が「白紙委任」を行うものではないのだとすれば、自衛隊施行令 120 条が自衛隊法 97 条 1 項によって委任されている範囲を逸脱していないかが、憲法 41 条との関係でも慎重に検討されることになる。本件提供は個人の思想・良心の機微に触れるような勧誘をするために、多数の住民の情報を提供するものとなっており、自衛隊法 97 条 1 項が憲法に反する規定でないのであれば、同項がそうした提供まで容認しているとは解し難い。そもそも、自衛隊法 97 条 1 項が、住民基本台帳の取扱いについて規定する特別法である住基法が明示的に認めている場合以外にも、住民基本台帳情報を提出するよう求めてよいとしているとは考えられない。これらのことから、自衛隊法施行令 120 条は、自衛隊法 97 条 1 項を合理的に解した場合の同項による委任の範囲から逸脱しており、受任命令として憲法 41 条に反している。

以上のことからすると、委任規定としての自衛隊法 97 条 1 項にも、受任命令としての自衛隊法施行令 120 条にも、憲法上の問題がある。その点でも自衛隊関係法令は、本件提供・

⁴⁹ 最一小判 2015 年（平成 27 年）12 月 14 日民集 69 卷 8 号 2348 頁。

取得の根拠規定たりえるものとはなっていない。住基法 11 条 1 項のいう「法令の定める事務」のための提供としても、自衛隊関係法令を直接の根拠とする提供としても、奈良市による本件提供は憲法に反している。本件のような情報提供を認めることを自衛隊法施行令で定めることを自衛隊法 97 条 1 項が認めているのであれば、自衛隊法 97 条自体が憲法 13 条に反しているものと思われるが、その点については後述する。

2) 関係法令の実体的な問題

自衛隊関係法令による情報提供の授権について検討すると、自衛隊法施行令 120 条が、一定の期間に出生した、すべての者の住民基本台帳情報の提供を、全市町村に認めるものであるのであれば、それに相応する手続的・実体的要件が定められていなければならない。しかし同条は、その定め的一切を欠いており、いわゆる一般条項であることになる。しかし、本件は法令や本件諸措置の合憲性・合法性が厳格に検討されなければならない事例であることは先述の通りであり、自衛隊法施行令 120 条は内容的にも憲法上の要請を満たしているとはいえない。

自衛隊法 97 条 1 項による委任が白紙委任でないのだとすれば、自衛隊法施行令 120 条は法律によって委任された範囲を逸脱しているように思われる点は、先述したところである。しかし、自衛隊法施行令 120 条には以上のような問題があると思われ、そうした規定が自衛隊法 97 条 1 項による委任の範囲内にとどまっているのであれば、自衛隊法 97 条 1 項自体が、そうした憲法に反する情報提供を黙認していることになる。さらに、住基法 11 条 1 項を根拠とし得るとするのであれば、同項は「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」の意味内容に限定を加えることなく、住民基本台帳の提供を求めることを包括的に認める規定であることになる。そうすると、自衛隊法施行令 120 条が法律によって委任された範囲から逸脱していないとするのであれば、自衛隊法 97 条 1 項自体は憲法に反していることになり、住基法 11 条 1 項が参照しうる規定にも、本件提供・取得の直接の根拠規定にもなりえず、場合によっては住基法 11 条 1 項自体が憲法 13 条に反していることになる。

自衛隊法施行令 120 条によって認められる情報提供の範囲を、解釈を通じて適切に限定できるのであれば、そうした解釈上の内容と本件提供が整合するのかが問題となる。しかし、本件提供は原告が関与できないままに、個々人の思想・良心に関わる目的・態様での利用のために行われたものであり、自衛隊法施行令 120 条を憲法適合的に解釈するならば、同条がそうした情報提供まで認めているとは解しえない。住基法 11 条 1 項に基づく住民基本台帳情報の提供であったとしても、この点は同様であるのに加え、本件提供は法令・内規に忠実ではなく、さらに、同条 3 項が定めているのとは異なり、公表されていない。それゆえ、自衛隊法施行令 120 条自体が合憲・合法であるとしても、本件請求・提供はその解釈を誤って行われたものといわざるを得ず、住基法 11 条 1 項に基づいて住民基本台帳情報を閲覧させる場合の手続とも整合していない。よって、本件請求・提供・取得は、内容的にも手続的にも、本来、関係法令で予定されていたものであったとはいえず、それらの解釈適用を誤って行われたものであるといわざるを得ない。

以上のように、関係規定の実体面を検討すると、自衛隊法施行令 120 条が憲法 13 条違反であるように思われ、そうした内容であっても自衛隊法 97 条 1 項による委任の範囲内なのであれば、自衛隊法 97 条 1 項自体が違憲である。同項の「白紙委任」性は先に述べた通りであり、そこで述べたことは、同項が認める情報提供が文言上は過度・広汎なものとなるということでもある。自衛隊法 97 条 1 項を根拠にしえない住民基本台帳情報の提供は「法令で定める事務の遂行」たりえず、住基法 11 条 1 項を援用し得るものではなく、また、自衛隊関係法令を直接の根拠としうるものでもない。同項が根拠規定たりうるのであれば、住基法 11 条 1 項は一般条項類似のものであることになり、同項が違憲となる。いずれにしても、個人情報保護法制の整備が進んだという状況において、本件諸措置の合憲性を慎重に検討すべき本件において、関係法令を住民基本台帳情報の提供を認める一般条項として解することはできず、本件提供は法律上の根拠を欠いており違憲である。他方、自衛隊法施行令 120 条が認める情報提供を解釈上限定し得ると考えとしても、その解釈は、本件で行われたような広汎な情報提供まで正当化し得るものではありえず、本件提供は法令を誤って解釈・適用したものといわざるを得ない。以上のことからすると、関係法令には委任・受任規定の観点以外の点でも憲法上の問題があり、そうした規定に基づく本件提供も憲法に反するものとなる。当該規定の解釈を通じてそれらの規定を合憲とするのであれば、本件提供は自衛隊法施行令 120 条の解釈を誤って行われたものとなり、法令に従わずに原告の憲法上の権利を侵害していることになり、その点でも本件提供には憲法上の問題がある。

3) 合憲的な法律上の根拠があるものとした場合の、本件提供の法的評価

仮に、本件提供が住基法 11 条 1 項を根拠とする請求を受けたものである、もしくは、自衛隊関係法令に基づく提出の求めを受けたものとする場合であっても、自衛隊からの提出の求めに強制力はない。判例上は、法令上の根拠を有する照会・要求に対する回答であっても国家賠償法上違法とされたことがあるが、本件提供も奈良市の判断によって任意に行われたものである。本件では、それへの回答を認める趣旨の解釈基準が通知において示されており、また、自衛隊奈良地本が要求した情報も一定の年齢の者の単純個人情報に過ぎないという事情はあったが、奈良市が大量の個人情報を提供するにあたって、自衛隊奈良地本からの要求に応じることが法令上認められるのかを、慎重に検討したようには思われぬ。本件での「答弁書」においても、奈良市は本件提供が住基法 11 条 1 項と同時に、それを否定する国の通知にも依拠しているように思われ、依然として本件提供の法的根拠を慎重に検討していないように映る。本来であれば、本件において奈良市は、自衛隊奈良地本からの求めに応じることが、いかなる法令上の根拠に基づくものとなり、当該法令の下で住民の個人情報を提供することが本人にとってどのような不利益を生じさせ得るかなどを、慎重に検討したうえで対応すべきであったにもかかわらず、それを怠っていたのであり、自衛隊奈良地本からの要求に「漫然と」応じてしまったといわざるを得ない。それゆえ、奈良市が法律上の根拠のある要求に対応したと解したとしても、本件提供は、国家賠償法上、違法な行為にあたる。

4) 小括：本件提供に、法律上の根拠があるとした場合の問題

以上のように、奈良市による本件提供に法律上の根拠があると考えた場合には、自衛隊関係法令には委任・受任規定としての問題に加え、内容的にも住民の個人情報の提供が認められるための具体的な要件を定めていないという問題が生じ、関係法令が憲法違反となる。自衛隊関係法令には憲法上の効力を認めることができず、本件提供の直接の法律上の根拠であるとはいえず、本件提供は住基法 11 条 1 項を根拠とするものともいえない。自衛隊関係法令に反する個人情報の提供も住基法 11 条 1 項が認めているのであれば、住基法 11 条 1 項自体が違憲である。そして、奈良市による本件提供は、住基法 11 条 1 項を根拠とするものとしても、自衛隊関係法令を直接の根拠とするものとしても、憲法に適合的な法令上の根拠を欠くものであることには変わりなく、違法・違憲である。判例上、法令に基づく情報の回答・提供も違法になる可能性があり、本件において奈良市は国からの求めに「漫然と」応じたといわざるを得ず、自衛隊関係法令や住基法自体は合憲であると考えたとしても、奈良市による本件提供は国家賠償法上、違法となる。

③ 国の行為の違憲性・違法性

これまで述べたことからすれば、自衛隊奈良地本は、自衛隊関係法令にも住基法にも根拠のない情報提供を求めることで、奈良市が違法に提供した住民基本台帳情報を取得したことになり、自衛隊奈良地本による本件取得も違法・違憲であるといわざるを得ない。さらには、そのようにして違法に取得した情報を保有し、それを利用して自衛官等の募集・勧誘を案内することで原告の人格的自律を害し、原告に「二次被害」を加える格好になっており、これも違法・違憲である。よって、自衛隊奈良地本による本件取得・保有・利用のいずれも憲法に反し、国家賠償法上も違法な行為に該当する。

④ 小括：本件の場合

以上のことから、本件提供には法律上の根拠を見いだせず、また、法律上の根拠があると考えるのであれば、根拠規定として援用されている諸規定の内容が憲法に違反していることになる。さらに、本件請求に関係法令上の根拠があるとする場合であっても、判例上は国家賠償法上は違法となる可能性があり、本件において奈良市が漫然と個人情報の提出の求めに応じたことも原告の憲法上の権利を侵害しており、国家賠償法上、違法である。それゆえ、これらのいずれの検討によっても、奈良市による本件提供は違法・違憲である。そして、それを基にして行われた自衛隊奈良地本による本件取得・保有・利用も、違法・違憲である。

(4) 総括：本件へのあてはめ

ここにおいて述べた通り、本件で提供・利用された情報は住民基本台帳情報であったに過ぎないともいえるが、自衛隊への入隊を勧誘する郵便はがきを意図せずに送られた者に生じる精神的苦痛や人格的自律の侵害を考慮すると、本件諸措置の合法性・合憲性は慎重に検討されなければならない。そうした慎重な検討を行うならば、奈良市による本件提供は、本件で行ったいかなる検討からしても違法・違憲といわざるを得ず、同様に、それに基づく

国の対応も違法・違憲であり、国家賠償法上も違法である。

4. まとめ・結論

最後に、本稿で述べたことをまとめ、結論を述べることにしたい。

本件では、奈良市による本件提供が法律によって認められているものであったかが問題となる。住基法 11 条 1 項に基づくものとしての本件提供は法令上の事務を遂行するために必要なものであったのでなければならず、特に自衛隊法 97 条 1 項・自衛隊法施行令 120 条に基づくものといえるかが問題となる。具体的には、自衛隊法施行令 120 条の下で防衛大臣が提出を求めることのできる「資料」が、住民基本台帳に記録されている情報を含み、さらに、一定の年齢を超えた、すべての住民の個人情報までをも含むのかが問題となる。仮に、本件提供が住基法 11 条 1 項を根拠として行われたものであり、同項において認められるものであったとしても、本件提供は同項所定の手続に則って行われたものでなければならぬ。加えて、最高裁の判例に従えば、法令に根拠のある照会に応じた場合であっても、強制力のない求めに応じた回答・情報提供が違法となる可能性があり、奈良市において「漫然」と情報提供に応じたものではなかったかが問題となる。これらの措置の国家賠償法上の、公務員の行為としての違法性を検討するところでは、解釈基準を示す国からの通知がそれを認めていたことを考慮する必要はない。本件では、さらに、自衛隊による本件取得がこれらの法令に反しないものであったかも問題となる。本件情報が自衛隊奈良地本によって違法に取得されたものであったのなら、その保有と利用も違法となる。本件では奈良市と国（自衛隊奈良地本）の責任がそれぞれ問題となっており、両主体の違法性がそれぞれに検討される必要がある。

公的機関による個人情報の取扱いが問題となっている本件では、その一般法上の違法性にとどまらず、そうした法律の合憲性をはじめとした、憲法上の問題の検討も求められる。国内の判例に従うならば、提供された個人情報自体の内容にかかわらず、個人情報の外部への提供と、提供された情報の利用方法が本人にどのような精神的苦痛を与えるものであるかが、社会通念にも照らしながら検討される必要がある。そして、そうした利用方法の問題は、それを可能にした情報提供の違法性の判断にも影響する。

本件で提供・利用された情報は住民基本台帳情報であったに過ぎないともいえる。しかし、自衛隊への入隊を勧誘する郵便はがきを意図せず送られた者に生じうる精神的苦痛や人格的自律の侵害を考慮すると、本件諸措置の合法性・合憲性は慎重に検討されなければならない。そうした慎重な検討を行うならば、奈良市による本件提供は、本件で行った、いかなる検討からしても違法・違憲といわざるを得ず、同様に、それに基づく国の対応も違法・違憲であり、国家賠償法上も違法な行為であると考えべきである。

よって、奈良市による本件提供は違法に行われたものであり、違憲でもある。自衛隊奈良地本による本件取得・保有・利用も違法・違憲。奈良市と国、いずれの行為も違法・違憲である。本件諸措置の違法性に関する本件原告の主張には理由がある。

おわりに

筆者は法科大学院に所属しており、判例をふまえた論述をしようという指導を行っている立場にある。本件に関する結論は裁判所に委ねることになるが、本件は社会的にも注目を集めた事例に関するものであり、判決も注目されることになると思われる。憲法問題を扱った過去の判決においては、裁判官の独自の見解を縷々述べるものが残念ながらしばしばみられ、その杜撰さが指摘されているものが少なくないことは、司法試験を突破した現職の裁判官であれば既知のところと思われる。本件において現職の裁判官が、新たに法令の趣旨からかけ離れた理解を「解釈」として示し、先例を無視した判決を下すことになれば、その社会的な悪影響は大きく、司法試験に向けて学習を続ける法科大学院生の勉学の意欲も減退させるものとなるだろう。判決が、適切な法解釈のあり方を示し、過去の判例を十分に考慮したものとするすることで、次代の法曹を支えるべく学習に臨んでいる法科大学院生にとっての「反面教師」ではなく手本となりえるものとなっているか、そして、法科大学院生を前にしても堂々と説明できるものとなっているか、等を十分にお考えいただきながら、ご検討いただくよう求めたい。

本件諸措置に法律上の根拠があるとする場合の憲法上の問題

1. 住基法 11 条 1 項の合憲性：憲法 13 条

* 本件提供が同項を根拠とするものである場合

(1) 条文が個人情報の提供を過度・広汎に認めるものとなっていないか。

個人情報の提供を過度・広汎に認めるものとなっていないか。

(2) 解釈上、個人情報の提供範囲を限定できるか

* 限定された提供範囲に、本件の提供は収まっているか

解釈で導出された適用範囲を超える情報提供まで認められるとするのであれば、住基法 11 条 1 項自体が違憲とされなければならない

2. 自衛隊法 97 条 1 項の合憲性

(1) 委任規定としての合憲性：憲法 13 条、憲法 41 条

自衛隊法施行令に、資料の提供のあり方を（事実上）白紙委任するものとなっていないか

(2) 自衛隊法 97 条 1 項の内容の合憲性：憲法 13 条

① 条文が個人情報の提供を過度・広汎に認めるものとなっていないか。

(* 同条が個人情報の提供を過度・広汎に認めるものとなっている場合には、住民基本台帳情報が過度・広汎に提供されることになり、それを授權する住基法 11 条 1 項が違憲であることになると考えられる)

② 解釈上、個人情報の提供範囲を限定できるか

* 限定された提供範囲に、本件の提供は収まっているか

解釈で導出された適用範囲を超える情報提供まで認められるとするのであれば、自衛隊法 97 条 1 項自体が違憲とされなければならない

3. 自衛隊法施行令 120 条の合憲性

(1) 受任命令としての合法性・合憲性：憲法 13 条、憲法 41 条

(2) 自衛隊法施行令 120 条の認める資料（個人情報）の提供の過度・広汎性：憲法 41 条

① 条文が個人情報の提供を過度・広汎に認めるものとなっていないか。

* そこでの授權が過度・広汎であり、それが自衛隊法 97 条 1 項による委任の範囲を超えていないのであれば、自衛隊法 97 条 1 項が過度・広汎な授權をしていることになる。

② 解釈上、個人情報の提供範囲を限定できるか

* 限定された提供範囲に、本件の提供は収まっているか

解釈で導出された適用範囲を超える情報提供まで認められるとするのであれば、自衛隊法施行令 120 条自体が違憲とされなければならない

《略歴》

- 1998年3月 千葉大学 法経学部 法学科 卒業
- 2000年3月 千葉大学大学院 社会科学研究科 法学専攻 修士課程 修了
- 2004年3月 早稲田大学大学院 法学研究科 公法学専攻 博士後期課程
単位取得退学（＊ 2018年2月：論文博士【早稲田大学】）
- 2004年4月 長崎国際大学 人間社会学部 社会福祉学科 講師（2009年3月まで）
- 2009年4月 長崎国際大学 非常勤講師（2009年3月まで）
- 2009年4月 長崎県立大学 国際情報学部 講師（2012年3月まで）
- 2009年9月 長崎ウエスレヤン大学 非常勤講師（2016年3月まで）
- 2009年11月 茨城大学 非常勤講師（2018年3月まで）
- 2010年2月 熊本大学 非常勤講師（2010年3月まで）
- 2010年8月 大分大学 非常勤講師（2017年3月まで）
- 2012年4月 長崎県立大学 国際情報学部 准教授（2016年3月まで）
- 2011年4月 ミュンヘン大学 客員研究員（2011年9月まで）
- 2014年10月 長崎女子短期大学 非常勤講師（2016年3月まで）
- 2016年4月 福岡大学 法学部 准教授（2018年9月まで）
- 2017年4月 九州産業大学 非常勤講師（オムニバス科目「実践力育成演習A（主権者教育）」担当）（2024年3月まで）
- 2018年10月 福岡大学 法学部 教授（2023年3月まで）
- 2020年4月 九州産業大学 非常勤講師（「行政法A」、「行政法B」）（2024年3月まで）
- 2023年4月 南山大学 法務研究科 教授（現在に至る）
- 2024年10月 大同大学 非常勤講師（2025年3月まで）
- 2025年4月 中部大学 非常勤講師（現在に至る）

《学位》

- 2000年3月 修士（千葉大学大学院）
- 2018年2月 博士（法学）（早稲田大学大学院）

《専攻》

憲法、情報法

《学会関係》

- 2001年5月 全国憲法研究会
- 2002年9月 憲法理論研究会
- 2003年6月 ドイツ憲法判例研究会
- 2004年9月 日本公法学会

- 2007年7月 早稲田大学 比較法研究所 特別研究員
2014年4月 情報ネットワーク法学会
2016年4月 慶應義塾大学 メディア法研究会 研究協力者（分担者）
2018年11月 国際人権法学会

《社会活動》

- 2005年7月 佐世保市同和対策審議会委員（2009年3月まで）
2009年4月 長崎県西彼保健所感染症審査協議会委員（2011年3月まで）
2009年6月 長崎市地域福祉計画策定委員会委員（2011年3月まで）
2009年4月 長崎県介護保険審査会委員（2016年3月まで）
2009年4月 長崎県市町村統一的情報公開審査会・個人情報保護審査会審査委員
(2016年3月まで)
2009年7月 五島市情報公開・個人情報保護審査会委員（2016年3月まで）
2011年10月 大村市情報公開・個人情報保護審査会会長（2016年3月まで）
2012年4月 独立行政法人 大学入試センター 教科科目第一委員会（現代社会）委員（2014年3月まで）
2014年10月 長崎県情報公開審査会会長（2016年3月まで）
2019年5月 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員（2024年3月まで）
2019年7月 福岡県性暴力対策検討会議委員（加害者対策部会 部会長）
(2020年3月まで)
2019年7月 宗像市行財政改革推進委員会委員（2024年3月まで）
2020年3月 太宰府市情報公開・個人情報保護審査会委員（同年5月より会長）
(2024年3月まで)
2020年7月 福岡市明るい選挙推進協議会 委員（2024年3月まで）
2021年1月 法務省 人権擁護委員（2024年3月まで）

《著書（共著書を含む）》

- 麻生他『初学者のための憲法学』（北樹出版、2008年）
ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅲ』（信山社、2008年）
大沢秀介・小山剛（編）『自由と安全—各国の理論と実務』（尚学社、2009年）
鈴木秀美・山田健太（編）『よくわかるメディア法』（ミネルヴァ書房、2011年）
畑尻剛（編集代表）『憲法の規範力と憲法裁判（講座 憲法の規範力 【第2巻】）』（信山社、2013年）
鈴木秀美（編集代表）『憲法の規範力とメディア法（講座 憲法の規範力 【第4巻】）』（信山社、2015年）
『平成26年度重要判例解説』（有斐閣、2015年）

奥田喜道（編著）『ネット社会と忘れられる権利——個人データ削除の裁判例とその法理』（現代人文社、2015年）

工藤ほか（編）『憲法学の創造的展開 上巻（戸波江二先生古稀記念）』（信山社、2017年）

Yumiko Nakanishi (Ed.), Contemporary issues in human rights law : Europe and Asia, 2017

ドイツ憲法判例研究会（編）『ドイツの憲法判例 IV』（信山社、2018年）

宍戸常寿（編著）『新・判例ハンドブック情報法』（日本評論社、2018年）

長谷部・山口・宍戸（編）『メディア判例百選 第2版』（有斐閣、2018年）

中西優美子（編著）『人権法の現代的課題: ヨーロッパとアジア』（法律文化社、2019年）

鈴木秀美・山田健太（編）『よくわかるメディア法 第2版』（ミネルヴァ書房、2019年）

* 初版からの内容の変更を伴うもの。

實原隆志『情報自己決定権と制約法理』（信山社、2019年）

小山・新井・横大道編『日常のなかの＜自由と安全＞ 生活安全をめぐる法・政策・実務』（弘文堂、2020年）

『令和4年度 重要判例解説』（有斐閣、2023年4月）

法学セミナー編集部編『司法試験の問題と解説 2024』（日本評論社、2024年12月）

ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 V』（信山社 2025年3月）

大林啓吾編『世界の憲法本 憲法理解を深める49の本』（法律文化社、2025年7月）

長谷部・石川・宍戸（編）『憲法判例百選I 第8版』（有斐閣、2025年9月）

《受賞》

2021年3月 第36回 電気通信普及財団・財団賞 テレコム社会科学賞（奨励賞）『情報自己決定権と制約法理』（信山社、2019年）

《共同研究・競争的資金等の研究課題（すべて単独）》

文部科学省 科学研究費補助金(若手研究(B))「高度情報社会において国民の個人情報と公権力が扱う場合の憲法上の問題」（2011年 - 2013年）

公益財団法人 大川情報通信基金 2017年度 研究助成「GPSによって得られた位置情報をパソコンや携帯電話で表示させ取得する捜査手法が有する憲法上の問題」（2018年3月 - 2019年3月）

文部科学省 科学研究費補助金（基盤研究（C）「インターネット上での公権力による情報収集とプライバシー権—その立法的統制」（2018年4月 - 2021年3月【2023年3月まで延長】）

公益財団法人 電気通信普及財団 2019年度研究調査助成（通常枠）「ヘイトスピーチ対策として SNS 事業者に対する行政責任を課す場合の法的課題」（2020年4月 - 2021年3月）

公益財団法人 日立財団 2021年度 第53回 倉田奨励金「マイナンバー制度を通じ

た個人情報授受の法的問題：警察による特定個人情報の取得行為の統制」(2022年3月 - 2023年3月)

文部科学省 科学研究費補助金(基盤研究(C))「SNSへの不適切な投稿を削除等するSNS事業者の行為の規律のあり方」(2022年4月 - 2025年3月)

公益財団法人 日弁連法務研究財団 研究事業「個人情報保護委員会が独立行政委員会として備えるべき実体的要件に関する研究」(研究番号173)(2023年10月 - 2025年9月)
研究代表者

文部科学省 科学研究費補助金(基盤研究(B))「先端技術導入による教育法秩序の構造変容の解明」(2023年4月 - 2027年3月) 分担研究者(研究代表：斎藤一久)

○住民基本台帳事務処理要領について（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号（需給）・自治振第150号法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）および住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）が、きたる昭和42年11月10日から施行されることとなつたことに伴い、別添のとおり、「住民基本台帳事務処理要領」を定めたので、管下市町村に示達のうえ、よろしくご指導願いたい。

住民基本台帳事務処理要領 【目次】

第1 総説

- 1 住民基本台帳制度の運用の方針
- 2 定義
- 3 住所の意義および認定
- 4 世帯の意義および構成
- 5 戸籍との関係
- 6 入管法及び入管特例法との関係

第2 住民基本台帳

1 住民票

- (1) 様式及び規格
- (2) 記載事項（法第7条、法第30条の45）

2 住民票の記載等の手続

- (1) 届出に基づく処理
- (2) 職権に基づく処理（令第12条第2項、令第30条の16、令第30条の17、令第30条の21）
- (3) 住民基本台帳の記録に誤りがある場合の処理
- (4) 住民票コードの記載の変更請求があつた場合の処理
- (5) 住民票コードに係る住民票の記載の修正
- (6) 従前の個人番号に代わる個人番号の指定に係る住民票の記載の修正（令第12条第2項第1号の2、番号利用法第7条第2項）

3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

- (1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
- (2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

4 住民票の写し等の交付

- (1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付
- (2) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付
- (3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）
- (4) 本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付

5 住民票の改製および再製

- (1) 住民票の改製（法第10条の2）
- (2) 住民票の再製（令第16条）

6 除票簿

- (1) 除票簿の保存（法第15条の2）
- (2) 記載事項（法第15条の3）
- (3) 除票の記載等の手続（令第13条、令第13条の2）
- (4) 除票簿の一部の写しの閲覧
- (5) 除票の写し等の交付
- (6) 除票の再製（令第17条の2第2項）

第3 戸籍の附票

1 戸籍の附票（法第16条）

- (1) 様式及び規格
- (2) 記載事項（法第17条）
- (3) 記載事項の特例（法第17条の2第1項）

2 戸籍の附票の記載等（法第18条）

- (1) 戸籍の届出に基づく処理
- (2) 住民基本台帳法の届出又は職権による住民票の記載等に基づく処理（令第20条）
- (3) 他の市町村からの通知に基づく処理（令第20条）
- (4) その他の処理（法第20条の4第2項）

3 戸籍の附票の写しの交付

- (1) 請求又は申出の受理
- (2) 作成及び交付

4 戸籍の附票の改製および再製（法第19条の2、令第21条）

5 戸籍の附票の除票簿

- (1) 戸籍の附票の除票簿の保存（法第21条）
- (2) 記載事項（法第21条の2）
- (3) 戸籍の附票の除票の記載等（令第21条第3項）
- (4) 戸籍の附票の除票の写しの交付
- (5) 戸籍の附票の除票の再製（令第21条第3項）

第4 届出

1 届出書の様式及び規格

2 届出の受理

- (1) 形式的審査
- (2) 実質的審査

3 転出証明書

4 転入届の特例

- (1) 転出届の受理
- (2) 最初の転入届の受理

第5 その他

1 通知

2 住民票および戸籍の附票等の保管

- (1) 住民票および戸籍の附票の保管
- (2) 保存（令第34条）

- 3 本人確認情報及び附票本人確認情報の保存
 - (1) 本人確認情報及び附票本人確認情報の適切な保存
 - (2) 保存期間
 - 4 本人確認情報等の利用又は提供
 - (1) 機構が行う国の機関等への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供
 - (2) 機構が行うデジタル庁への住民票コードの提供
 - (3) 機構が行う通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供等
 - (4) 機構が行う通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供等
 - (5) 機構が行う通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供等
 - (6) 市町村長が行う他の市町村への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供
 - (7) 都道府県における本人確認情報及び附票本人確認情報の利用
 - (8) 機構における本人確認情報及び附票本人確認情報の利用
 - (9) 報告書の作成等
 - (10) 個人番号カードによる本人確認等
 - 5 本人確認情報及び附票本人確認情報の開示、訂正等
 - (1) 本人確認情報の開示
 - (2) 本人確認情報の訂正
 - (3) 本人確認情報の提供又は利用の状況の開示
 - (4) 附票本人確認情報の開示、訂正等
 - 6 都道府県知事による勧告等
 - 7 調査
 - 8 選挙管理委員会への協力
 - 9 違反事件の通知
 - 10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置
- 第6 法施行に伴う経過措置
- 1 住民票の作成
 - (1) 現に存する各種台帳からの転記
 - (2) 旧住民票の利用
 - 2 届出
 - (1) 転出証明書の交付を受けなかった者に係る転入届の受理
 - (2) 選挙人名簿の登録の申出
 - 3 転出証明書
- 第7 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行に伴う経過措置
- 1 仮住民票の住民票への移行
 - 2 仮住民票の作成に伴う複数国籍世帯の日本の国籍を有する者の住民票の記載の修正

- 3 改正法附則第5条の届出に基づく住民票の記載等の手続
 - (1) 個人票の作成を行う場合
 - (2) 世帯票の作成（記載）を行う場合
 - (3) 住民票の記載の修正を行う場合
- 4 在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書
- 5 外国人住民に関する適用の特例
- 第8 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行に伴う経過措置
- 第9 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴う経過措置
 - 1 除票の保存に関する適用の特例
 - 2 除票の写し等の交付に関する適用の特例
 - 3 戸籍の附票の除票の保存に関する適用の特例
 - 4 戸籍の附票の除票の写しの交付に関する適用の特例

第1 総説

1 住民基本台帳制度の運用の方針

- (1) 住民基本台帳制度の運用に当たっては、住民基本台帳法第1条の趣旨にのっとり、住民の利便の増進及び行政の合理化に資することを旨とし、事務処理の能率化及び合理化に努めるとともに、住民の正確な把握に努め、あわせて住民のプライバシーの保護を図る観点から住民に関する記録の適正な管理を図らなければならない。
- (2) 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳に関する事務について、最新の機器、技法を活用して届出及び台帳の管理に関する事務処理の改善に努めることはもとより、さらに、住民基本台帳が住民に関するあらゆる行政の基礎であることに鑑み、関係組織間の密接な連携の下に適切な管理及び利用を図ることにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における行政運営全体の能率化及び合理化に寄与するように努めなければならない。
- (3) また、住民基本台帳の記録が正確であることは、この制度の生命ともいえるべきものであるが、最も重要なことは、その記録の基本的な内容が住民の実態と合致していることである。したがって、あらゆる手段を講じてその内容の正確性を確保することに努めなければならない。住民基本台帳の記録の内容が著しく住民の実態と相違しているようでは、その他のあらゆる要件を具備していても住民に関する行政の基礎としての住民基本台帳の任務を果たし得るものではない。これがため、市町村長は、次の点に留意のうえ、人間生活の流動化に即応しつつ、積極的かつ能動的に住民の実態の把握に努めなければならない。また、戸籍の附票についても、国外転出者の個人番号カード等の認証基盤となっていることに鑑み、住民基本台帳と同様にあらゆる手段を講じてその内容の正確性の確保に努めなければならない。
 - ア 住民に対して制度の趣旨の周知徹底を図るほか、あらゆる機会をとらえて正確な届出が行われるような措置を講ずること。
 - イ 届出についての厳正な審査を行うこと。

ウ あらゆる行政事務の処理に当たって、住民基本台帳の記録の誤りを発見し、是正する体制を整備すること。

エ 定期の調査を励行すること。

(4) さらに、社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展が著しい今日においては、住民に関する記録の適正な管理を図り住民のプライバシーの保護を図ることは、市町村長に課された基本的な責務であり、市町村長はその責務を果たすため、

ア 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付等の制度の適正な運用

イ 住民票及び戸籍の附票を磁気ディスクをもって調製した場合における住民及び当該市町村の区域内に本籍を有する者のプライバシーの保護及び当該磁気ディスクの保全等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) 都道府県知事は、市町村長から電気通信回線を通じて送信を受けた本人確認情報及び附票本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報及び附票本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村相互間における電気通信回線を通じた本人確認情報及び附票本人確認情報の送信等の事務の処理に関する必要な連絡調整、当該市町村の住民基本台帳及び戸籍の附票について正確な記録が行われるための必要な協力等を行わなければならない。

(6) 機構は、都道府県知事から通知を受けた本人確認情報及び附票本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報及び附票本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、機構は都道府県知事が行う電気通信回線を通じた本人確認情報及び附票本人確認情報の送信に関して必要な技術的助言及び情報の提供を行うとともに、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳及び戸籍の附票について正確な記録が行われるための必要な協力を行わなければならない。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 法 | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）をいう。 |
| (2) 令 | 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）をいう。 |
| (3) 規則 | 住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）をいう。 |
| (4) 住民票省令 | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）をいう。 |
| (5) 戸籍の附票省令 | 戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）をいう。 |
| (6) 公益性告示 | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成18年総務省告示第495号）をいう。 |
| (7) 個人票 | 個人を単位として調製された住民票をいう。 |
| (8) 世帯票 | 世帯を単位として調製された住民票をいう。 |
| (9) 転入届 | 法第22条の規定による届出をいう。 |
| (10) 転居届 | 法第23条の規定による届出をいう。 |
| (11) 転出届 | 法第24条の規定による届出をいう。 |
| (12) 世帯変更届 | 法第25条の規定による届出をいう。 |

住民票コードの変更請求については、個人情報保護の観点からは、本人が自ら請求をするべきであるが、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、これらの者の法定代理人（登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類により代理権を有していると認められる保佐人、補助人及び任意被後見人を含む。以下同じ。）に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。この場合、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係るア(イ)に掲げる書類により、法定代理人本人であることを確認する。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

オ 個人番号カードの廃止又は回収

個人番号カードの交付を受けている者から、住民票コードの記載の変更請求があった場合は、個人番号カードを返納する事由並びにその者の氏名及び住所を記載した返納届（以下単に「返納届」という。）を添えて、個人番号カードを返納させ、そのカード運用状況を廃止及び回収とする（番号利用法第17条第9項及び第10項、番号利用法施行令第14条第5号並びに第15条第1項第1号及び第2項）。この場合において、変更請求書に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、返納届の提出に代えることができる。

なお、個人番号カードの返納がなかった場合は、住民票コードの記載の変更処理と連動して、カード運用状況を廃止とする。

(5) 住民票コードに係る住民票の記載の修正

ア 住民票に住民票コードに係る誤記又は記載漏れがあることを知ったときは、当該事実を確認して、職権で、当該住民票の記載の修正を行い（令第30条の4第1項）、職権により住民票コードの記載の修正をした旨及び記載の修正をした年月日を記載する。

イ 住民票コードの記載の修正をしたときは、速やかに、当該記載の修正に係る者に対し、住民票コードに係る記載の修正をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知する（令第30条の4第2項）。

ウ 個人番号カードの交付を受けている者の住民票コードの記載の修正をした場合は、イの通知とあわせて当該個人番号カードの返納を求める（番号利用法第17条第9項及び第10項、番号利用法施行令第14条第5号並びに第15条第1項第1号及び第2項）。この場合において、個人番号カードの廃止等については、(4)一オに準じて取り扱う。

(6) 従前の個人番号に代わる個人番号の指定に係る住民票の記載の修正（令第12条第2項第1号の2、番号利用法第7条第2項）

従前の個人番号に代わる個人番号の指定があったときは、職権で、当該個人番号の指定を行った者の住民票の記載の修正を行い、職権により個人番号の記載の修正をした旨及び記載の修正をした年月日を記載する。また、当該従前の個人番号に代わる個人番号を当該者に対して通知することとする。

3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、当該国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由（犯罪捜査等のための請求にあっては、法令で定

める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称)、住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名などを明らかにしたうえで、国又は地方公共団体の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる(法第11条第1項、第2項)。

また、①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施、②公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施及び③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、市町村長は、当該申出者が指定する者等に、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる(法第11条の2第1項)。

これらのうち、①については、公益性告示において、次に掲げる基準が定められており、これらに照らして、公益性が高いと認められるか否かを判断すること。

- ・放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること
- ・大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること
- ・その他、上記以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること

(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア 請求の受理

(ア) 請求に際して明らかにさせなければならない事項

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する国又は地方公共団体の機関に対し、次に掲げる事項を明らかにさせなければならない(法第11条第2項及び住民票省令第1条)。

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう、定型的な請求書様式を作成し、国又は地方公共団体の機関から求められた場合には、様式例として提示できるようにしておくことが望ましい。

A 当該国又は地方公共団体の機関の名称

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する国又は地方公共団体の機関の名称を明らかにさせなければならない。具体的には、例えば、「総務省」、「〇〇市長」などが該当する。

なお、国の機関には、国のすべての行政機関のほか、国会及び裁判所が含まれ、地方公共団体の機関には、執行機関、附属機関のほか、議会も含まれる。

B 請求事由

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する理由を具体的に明らかにさせることと

し、それが明確でない場合には、必要に応じ請求者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

ただし、当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、①法令で定める事務の遂行のために必要である旨、②その根拠となる法令の名称及び③請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由を明らかにすることにより、請求事由を明らかにすることに代えることができる。

C 閲覧者の職名及び氏名

閲覧者の職名については、具体的には、例えば「△△課課長補佐」、「△△課係長」などと記載させることが適当である。

D 請求に係る住民の範囲

閲覧を請求する住民の範囲は、町・字の区域等により可能な限り限定させることが適当である。

E 法令で定める事務の責任者の職名及び氏名

法令で定める事務の責任者とは、住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要となる事務を所掌する国又は地方公共団体の内部におかれる組織の長が該当し、具体的には「〇〇市△△課長」と記載させることが適当である。

(イ) 請求に際して明らかにさせなければならない事項を明らかにさせる手続（法第11条第2項、住民票省令第1条第2項）

(ア)に掲げる事項は、公文書により明らかにさせなければならない。

また、(ア)に掲げる事項については、原則として請求に係る公文書の記載、公印等により判断すれば足りるが、請求に係る公文書の記載等のみからでは、記載されている事項等に疑わしい点がある場合など特に必要がある場合には、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

また、このような確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

(ロ) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第6条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第5-10によるものとする。

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、住民基本台帳のうち氏名等（旧氏等記載者にあつては氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別、住所に係る部分の写し（法第6条第3項の規定により

磁気ディスクをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村長にあっては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち氏名等（旧氏等記載者にあつては氏名等及び旧氏等、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別、住所を記載した書類）を作成するとともに、その内容に変更があつたときにおけるその改製又は修正の手續、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示しなければならない（住民票省令第1条第3項）。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行つて補足する等慎重に行うことが適当である。

また、職員証等の証明書に本人の顔写真が貼付されていない場合や、口頭での補足質問では不十分な場合など、窓口に来た者が申請の際に明らかにされた閲覧者であるか疑わしい点があるなど、特に必要がある場合には、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

ウ 公 表

市町村長は、毎年少なくとも1回、法第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、次に掲げる事項を公表するものとする。公表の形式は、適宜の形式によることとして差し支えないが、市町村のホームページへの掲載が望ましい。

- (7) 当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称
- (イ) 請求事由の概要
- (ロ) 閲覧の年月日
- (ハ) 閲覧に係る住民の範囲

(2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア 申出の受理

- (7) 申出に際して明らかにさせなければならない事項

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出をする個人又は法人に対し、次に掲げる事項を明らかにさせなければならない（法第11条の2第2項及び住民票省令第2条）。

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするのが適当である。

A 申出者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

申出者の氏名については、申出の意思を明らかにさせるため、自署（申出者が法人の場合にあつては、法人の代表者印の押印を含む）を求めることが適当である。

B 閲覧事項の利用の目的

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申し出る理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じ申出者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、申出書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

[名古屋市](#) [名古屋おしえてダイヤル](#)[FAQ一覧](#) [住民基本台帳を閲覧したい](#) [【住民基本台帳・住民票】](#) (FAQ)

人生の出来事・分類から探す

人生の出来事

[出産](#)
[子育て](#)
[就学](#)
[成人](#)
[働く](#)
[結婚・離婚](#)
[引越し](#)
[退職・転職](#)
[老後](#)
[死亡](#)

分類

[届出・証明](#)
[子育て・教育](#)
[産業](#)
[税](#)
[観光・文化・施設](#)
[市政](#)
[環境](#)
[都市・住宅](#)
[交通・水道](#)
[健康・医療・衛生](#)
[道路・川・港](#)
[福祉](#)
[消防・防災](#)
[法律相談](#)
[その他](#)

キーワードで検索

キーワード検索

複数のキーワードをスペースで区切って検索できます。

キーワード検索 (例：結婚 窓口)

[キーワードのクリア](#) [FAQ一覧へ](#)

よく検索されているキーワード

[名古屋市](#) [名古屋](#) [住民票](#) [がん検診](#)
[戸籍謄本](#) [委任状](#) [マイナンバー](#)
[印鑑証明](#) [戸籍](#) [愛知県](#)

Q. 住民基本台帳を閲覧したい 【住民基本台帳・住民票】

A. ご回答内容

○利用目的が公益性が高いと認められる場合、国、地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合等に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（必要な住民基本台帳の一部の写しを見ること）ができます。

○ダイレクトメールの送付等営利目的等の閲覧はできません。

○閲覧の可否については、直接区役所または支所にお問い合わせください。

《申込方法》

○閲覧を希望される日の1箇月前から原則10日前までに所定の申出書または請求書に、必要な添付書類を添えて提出してください。必要な書類についての詳細は、閲覧する区役所か支所に直接お問い合わせください。その後、区役所・支所から閲覧の承認について、通知します。

《受付窓口》

閲覧する住所地の【区役所市民課・支所区民生活課】

《手数料》

○1件300円(10人までが1件)

《問合せ先》

各区役所市民課、各支所区民生活課

関連するURL

[戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・住民票の写しなどの証明](#)

属性情報

人生の出来事 未設定

分類 [届出・証明](#) > [住民票](#) > [住民基本台帳・住民票](#)

FAQ ID 4

更新日 2024年04月04日 (木)

アクセス数 3,872

満足度 ☆☆☆

奈良市公報

第99号

令和5年7月3日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
6	12	17	奈良市公報号外第20号に掲載	議会総務課

告 示

月	日	番号	件名	主管
6	1	275	財政状況の公表	財政課
6	1	276	公営企業の業務状況の公表	財政課
6	1	277	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	1	278	令和5年度国民健康保険料の保険料率の決定	国保年金課
6	1	279	令和5年度国民健康保険料の減額額の決定	国保年金課
6	5	280	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
6	5	281	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定	介護福祉課
6	6	282	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	7	283	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	7	284	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業の廃止	介護福祉課
6	7	285	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業の廃止	介護福祉課
6	7	286	放置自転車等の保管	環境政策課
6	7	287	放置自転車等の処分	環境政策課
6	7	288	令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達	資産税課
6	8	289	道路の位置指定	建築指導課
6	8	290	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6	8	291	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6	8	292	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6	9	293	住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況	市民課
6	12	294	大和都市計画下水道の変更案の公衆縦覧	都市計画課
6	12	295	電線共同溝を整備すべき道路の指定	土木管理課
6	12	296	住居番号の設定	市民課
6	12	297	令和2年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
6	14	298	なら工藝館の臨時休館	産業政策課

2 変更の年月日
令和5年5月1日

(令和5年6月8日揭示済)

奈良市告示第292号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により杣ノ川町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	奈良市杣ノ川町658番地	奈良市杣ノ川町266番地の1
代表者の氏名及び住所	大東実 奈良市杣ノ川町658番地	巽茂男 奈良市杣ノ川町266番地の1

2 変更の年月日
令和5年4月1日

(令和5年6月8日揭示済)

奈良市告示第293号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により次のとおり公表します。

令和5年6月9日

奈良市長 仲川元庸

令和4年4月1日～令和5年3月31日閲覧者		(市 民 課)	
閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の総数
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	2022年度全国個人視聴率調査	令和4年4月10日	奈良市大宮町4丁目 (15人) 7歳以上の男女個人
国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室長 株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 小田切 優夫	旅行・観光消費動向調査	令和4年4月18日	香登美ヶ丘5丁目、香登美ヶ丘7丁目 85件 全住民から無作為に抽出
文部科学省 国立教育政策研究所長 逢田 和伸 株式会社 日経リサーチ 代表取締役社長 藤藤 政彦	「第2回OECD国際成人力調査(PIAAC)」	令和4年5月10日	生研町、別所町、法用町、室東町、法蓮町 35名 16歳から65歳までの男女個人
日本銀行情報サービス局 局長 山田 崇弘 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調査」	令和4年5月31日	東紀寺町1～3丁目 14人 20歳以上の男女個人
朝日新聞社 マーケティング戦略本部 ビジネスインテリジェンス部 部長 田岸 貴之 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「新型コロナおよびWeb利用に関する世帯調査(暮らしと情報についての暮らし)」	令和4年6月22日	奈良市七条西町1丁目 満15歳以上(平成19年8月末まで生まれ)の日本人の男女 24件
公益財団法人 新期通信調査会 理事長 西沢 章 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	第15回メディアに関する全国調査	令和4年6月23日	奈良市志の座2丁目 満18歳以上の日本人の男女(平成16年7月末日までに生まれ) 19人
総務省 大臣官房総括審議官 竹村 晃一 一般社団法人 興隆科学協会 理事長 井田 源治	通信利用動向調査	令和4年7月12日	①三島検校②首座東一丁目③三松一丁目④出屋敷町 ※一区から、一定間隔にて43人の世帯構成員を抽出(計4区分、合計172世帯) 20歳以上(平成14年4月1日以前の生まれ)の世帯主(世帯主が判別できない場合は20歳以上男女個人)対象町下:任意の住民基本台帳を4用
内閣府大臣官房政策課 世論調査担当 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「防災に関する世論調査(併帯調査:プッシュアップ問題に関する世論調査)」「(令和4年度第3回調査)」	令和4年7月28日	令和4年6月31日現在で、満18歳以上の日本国籍を有する者 漸永井町 17名
株式会社 時事通信社 大阪支社長 斎藤 高弘 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「住民意識調査(調査対象の名称「くらしと環境に関する世論調査)」	令和4年8月25日	①奈良市西本上町、②奈良市六条1丁目22～3、奈良市香町 65名 20歳以上(平成14年9月末日生まれ)の日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室 世論調査担当 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	外交に関する世論調査	令和4年8月26日	奈良市慈徳町 16名 満18歳以上(平成16年9月末日までに生まれた)日本人の男女
内閣府大臣官房政府広報室長 中田 昌和 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「国民生活に関する世論調査」(令和4年度第5回調査)	令和4年8月20日	奈良市八条5丁目 16名 満18歳以上(平成16年9月末日までに生まれた)日本人の男女
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	新型コロナウイルス感染症に関する世論調査	令和4年8月26日	奈良市田中町 12件 18歳以上(平成16年10月末日までに生まれ)の男女
消費者庁長官 野村 伸一 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	令和4年度消費者意識基本調査	令和4年9月7日	奈良市六条3丁目16～26 25人 平成19年10月31日以前に出生の男女個人(2022年11月1日現在 満15歳以上の男女個人)
内閣府・独立行政法人 室長 山本 麻里 株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」(人々のつながりに関する基礎調査)	令和4年9月27日	佐保台西町、青山、般若寺町 1地点当たり50人 満15歳以上の男女個人(令和4年12月1日現在)
内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(高齢社会対策担当)平瀬 隆一 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	高齢者の健康に関する調査	令和4年9月13日	学園大和町2丁目 65歳以上の男女(昭和32年10月1日生まれまで) 20名
国立学校法人 東京学芸大学 学長 岡分 充 一般社団法人 興隆科学協会 理事長 井田 源治	若者の生活と意識に関する調査/生活と意識に関する世代比較調査	令和4年10月18日	①住所、②氏名、③性別、④生年月日以下、⑤～⑦の年齢範囲で合計36件 ①15～29歳(平成4年11月2日～18年11月1日生まれ)男女 18件 ②30～69歳(昭和37年11月2日～平成4年11月1日生まれ)男女 18件 閲覧町:南紀寺町2～3丁目

令和4年4月1日～令和5年3月31日閲覧者		(市 民 課)	
閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
内閣府大臣官房政府広報室長 中田 品和 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	男女共同参画社会に関する調査	令和4年10月13日	①奈良市東園駅前、中園門前 ②奈良市神崎町220～ ③2ととも者15人 計30人 満18歳以上(平成16年10月末日までに生まれた)日本人の男女
内閣府経済社会総合研究所長 嶋島 隆 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	消費動向調査	令和4年10月29日	下記住所に居住する日本国籍を有する男女個人72名 神保町、登大路町、西御門町、高天町、漢国町
内閣府大臣官房政府広報室長 中田 品和 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	社会意識に関する世論調査	令和4年10月28日	法華寺町 17名 令和4年11月30日現在で、満18歳以上の日本国籍を有する者
環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室長 株式会社インナーリサーチ 代表取締役社長 村上 清孝	「令和5年度家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査」実施に係る住民基本台帳の閲覧について	令和4年11月8日	芝江町 昭和9年(1933年)4月2日から平成15年(2003年)4月1日生まれの方、60名
内閣府 政策統括官(経済社会システム担当) 株式会社ナビット 福井 泰代	2022年度(令和4年度)市長の社会意識に関する実地調査	令和4年11月21日	南紀町 (年齢、性別等)男性20代～70代以上、女性20代～70代以上
学校法人 早稲田大学 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	家族と性と多様性に関する全国アンケート	令和4年11月16日	四条大路一丁目1～27 2023年2月1日現在、満18～69歳の男女個人 80名
日本銀行情報サービス局 局長 上田 洋司 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 慎治	生活意識に関するアンケート調査	令和4年11月30日	宝来3～5丁目 20歳以上の男女個人 15名
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 奈良支局 福住 美佐	「生活と社会」情報についての意識調査	令和4年12月1日	奈良市曾根東2丁目、二条町3丁目 18歳～69歳の男女(昭和28年1月～平成18年12月生まれ) 12名
慶応義塾大学パネルデータ設計・解析センター センター長 山本祐(商学教授) 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	日本家計パネル調査「就業と生活について」	令和4年12月27日	奈良市大安寺西1丁目、3丁目 満20歳以上(平成15年1月末日まで生まれ)の日本人の男女 32名
内閣府奈良地方協力本部長	自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の抽出について(抜粋)	令和5年1月15日	出生の年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日(日本住民に限る) 3,426人 出生の年月日が平成17年4月2日から平成18年4月1日(日本住民に限る) 2,993人
国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長 中釜 清 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	被爆情報についての全国調査	令和5年2月22日	奈良市西大寺駅前2丁目7ー 満20歳以上の日本人の男女(平成15年4月末日まで生まれ) 20名
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 奈良支局 福住 美佐	「2023年全国放送サービス視聴動向調査(テレビ・ラジオなどがどのように見聞きされているかを問わず)調査」	令和5年3月9日	奈良市大宮町2丁目 7歳以上の男女個人(平成28年12月末日まで生まれ) 15名
一般社団法人日本看護学会 理事長 相野 崇一 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 慎治	「2023年『意識』に関する全国調査」	令和5年3月10日	五条町、西ノ京町 20歳～89歳の男女(昭和9年6月1日～平成15年5月31日生まれ)20名

令和4年4月1日～令和5年3月31日閲覧者

(西部出張所 住民課)

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
慶応義塾大学 学長 伊藤 公平 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「新たな時代における 子どもの学びと育ちについての全国調査」	5月13日	二名二丁目 30人 4歳以上14歳以下の日本人男女 (平成20年4月2日～平成30年4月1日生まれ)
畑野村総合研究所 執行役員 森沢 伊智郎 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「テレビ視聴に関する調査」	5月13日	富雄北一丁目1～ 14人 16歳以上の日本人男女(平成18年6月末日まで生まれ)
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「中学生・高校生の生活と意識調査 2022」	5月25日	西登美ヶ丘一丁目、二丁目 12人 12歳～18歳の男女(平成16年4月2日～平成22年4月1日生まれ)
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 渡邊 清 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「生涯学習に関する世論調査」	6月15日	学園朝日元町二丁目 17人 18歳以上の日本人男女(平成16年6月末日まで生まれ)
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「社会と暮らしに関する意識調査」	7月22日	中登美ヶ丘一丁目 12人 16歳以上(平成18年9月末日まで生まれ)の男女
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「全国メディア意識世論調査」	8月12日	登美ヶ丘四丁目、中山町西一丁目 12人 16歳以上(平成18年9月末日まで生まれ)の男女
朝時事通播社 大阪支社長 齋藤 高弘 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「住民意識調査」	8月17日	①あやめ池南一丁目1～ 22人 ②中町397～ 21人 満20歳以上の日本人男女(平成14年9月末日生まれまで)
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「家庭と男女の役割に関する国際比較調査」	8月17日	三穂町 12人 18歳以上(平成16年12月末日まで生まれ)の男女
農林水産省 消費・安全局長 森 健 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「令和4年度 食育に関する意識調査」	8月22日	中山町西三丁目 25人 満20歳以上(平成14年10月末日まで生まれ)の日本人男女
一般財団法人 ゆうちょう財団 理事長 小笠原 倫明 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「第5回 家計と貯蓄に関する調査」	10月3日	丸山二丁目 28人 満20歳以上の日本人男女(平成14年10月末日まで生まれ)
文化庁 選考課長 園入 由美 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「令和4年度 国語に関する世論調査」	11月9日	富雄川西一丁目 17人 16歳以上(平成18年12月末日まで生まれ)の日本人男女
畑野村総合研究所 執行役員 森沢 伊智郎 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「テレビ視聴に関する調査」	11月9日	学園朝日元町二丁目529～3～ 14人 16歳以上(平成18年12月末日まで生まれ)の日本人男女

令和4年4月1日～令和5年3月31日閲覧者

【北部出張所】

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 中田 昌和 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	令和4年度第8回調査「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」及び「アイヌに対する理解度に関する世論調査」	令和4年 10月17日	右京五丁目9～ 浜18歳以上の日本人の男女（平成16年10月末日までに生まれた） 16人
日本銀行情報サービス局 局長 上口 洋司 ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調査」（第94回）	令和5年 2月9日	朱雀三丁目～四丁目 浜20歳以上の男女（平成16年4月30日生まれまで） 14人

くらし・手続き

市民活動・文化・
スポーツ

子育て・教育

福祉・医療・
保健・健康

産業・しごと・
事業者向け

奈良市の魅力

市政情報

現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [地域づくり推進課](#) > [自衛官募集](#)

自衛官募集

ページID:0008436 更新日:2019年11月7日更新

▶ ページ内目次

奈良市では、自衛隊法第97条及び地方自治法第2条第9項第1号に基づき、しみんだより等で自衛官の募集案内を行っています。

地域づくり推進課の窓口には募集案内のリーフレットを設置しています。

なお、詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

自衛隊奈良募集案内所

奈良市高天市町11番地の1高天飯田ビル二階

0742-27-5701

[自衛隊奈良地方協力本部のホームページはこちら](#) <外部リンク>

このページに関するお問い合わせ先

[地域づくり推進課](#)

代表

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

Tel:0742-34-4869

Fax:0742-34-4731

Mail:chiikidukurisuishin@city.nara.lg.jp

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

奈良市役所 法人番号4000020292010

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

開庁時間:9時から17時まで(土日祝・年末年始を除く)

[組織別連絡先一覧](#)

市役所コールセンター

0742-34-1111

Fax.0742-36-3552

重要なお知らせ

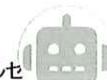
2025年12月12日更新

**緊急情報！奈良市内で火災が多発
しています！**

[重要なお知らせの一覧](#)

[見つからないときは](#)

[よくある質問](#)



コールセ

(よくある質問)